専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成

増　井　寛　也

はじめに――専管権に関する二つの視角――

アイシン（後金）国の天聰八／1634年一二月と翌九年正月，太宗ホンタイジは二回にわたり専管ニル（enculehe niru）の分定を行った[1]。分定の対象は領旗分封の埒外に置かれた太祖ヌルハチの庶子，庶弟の子，傍系ウクスン（宗室）［＝後の覚羅 gioro］と，主だった「功臣」gungge ambasa とに大別され，上は三.五個ニルから下は半個ニル，あるいは百丁・五〇丁に至る，ニルもしくはその一部壮丁に対する専管権が認定された。後述するごとく，このとき最終的に専管権が確定した功臣群は，まさに当該時点におけるアイシン国政権の中核集団といってよい。そのため，専管権の内容はハンと功臣の関係を規定する指標として関心を集めてきたが，専管権の分定にふれた『旧満洲档』や『清実録』の記事には「丁役を免ずる」（haha guwebumbi／「免徭役」）とあるばかりで，それ以上の内実は究明が困難であった。

従来，専管権に関する主な視点としては，杜家驥氏の提示した以下のような認識がある。すなわち，専管権は同権保有者のハン権力に対する相対的独立性，およびこれと表裏をなすところの，同権保有者に対する専管ニル／人丁の高度な私属性をその本質とし，功臣が「後金政権の建設と発展に尽力した功労に報いるために，一定の政治的地位を与え，相応の利益を取得させ」た結果であると見る[2]。「一定の政治的地位」とは，わけても「酋長」に出自する功臣たちに引き続き承認された「旧属部衆」に対する支配権を指し，「相応の利益」とは「旧属部衆」（＝専管ニル／人丁）を使役して営利を図る特権――ことに毛皮獣狩猟・人参採取の権限――をいう。それらは単なる懐柔手段である以上に，ハン権が「酋長」からその「領主性身分」と「部衆」を剥奪できなかった現実を如実に物語るものであった。

かたや，張晋藩・郭成康両氏は『歴朝八旗雑档』を駆使しつつ，専管権に関して別個の見方を提出している[3]。いわく，太祖・太宗は政権への帰附を大功とした上，招来を拡大するため，ニル編成に際して，「部長，族長或いは家長」原有の「部衆」に対しては世襲統轄権を承認しなければならなかった。こうしたニルを「永管ニル」と称する。永管ニルの一部は専管ニルによって占められたが，その大多数はもともと存在した永管ニルに専管ニルの名分を与えたもので，両者を分かつ相違は後者に認定された国家的徭役からの優免特権にあった。つまり，この見解においては永管権と専管権が明確に弁別され，専管権は首長の「部衆」統轄権と次元の異なる，飽くまでごく一部の功臣だけに授与された特権であったわけである。ただし，張・郭両氏は専管権の内容にまでは踏み込んでいない。

さて，専管権を扱ったもう一つの近業に上田裕之氏の論考[4]があり，基本的に杜家驥氏の上記の見解を継承しつつ，それを具体化させようとした点で特筆に値する。氏は満文『八旗世襲譜档』や順治初纂満文『清太宗実録』等を活用して八旗王公・功臣の人参採取特権を分析し，概ね以下の

ように主張する。すなわち，

①清朝の定制として，順治六年に王・貝勒・貝子・公等に対し王爵に応じた人参採取の人丁数を分定するまでは，私属のボォイ＝ニルに対する厳格な人丁動員制限は存在せず，従って人参採取権はハンの容認を前提とするにせよ，ハン‐王公間の君臣関係に基づいた特権ではなく，ボォイ＝ニルに対する固有の支配権の一環をなしていた。

②功臣＝「効力勤労の大臣」の人参採取権は順治五年に至って停止されるが，それ以前，太祖に帰順した首長層（「酋長」「部長」）を母体とする功臣の専管権は，徭役免除を認定されたニル／人丁を人参採取に任意に動員する権限と表裏一体化していた。つまり，専管権は首長の旧領民に対する支配権の，体制的枠内での継承であった。

③かくして，清朝政権はハンを筆頭に王公（太祖一門）・功臣が「同じ首長層として並び立つ」，そしてそれら複数の首長が旧来の権力を温存させた連合体として存在した。そうすることによって，清朝政権は功臣たちのハン・旗王に対する臣属を確保し，これを八分制・旗王制という基本構造のもとに体制化したのである。

以上のごとく，専管権の性格をめぐるこれまでの言説は，旧時から持ち越した首長層本来の権限をハンが保障したとする見解と，ハンが恩賞として一部の功臣だけに授与した特権とする見解が並存する。結論からいえば，筆者は基本的に後者の見解をより妥当と認める立場をとるものであって，〈入関前のアイシン国/清朝政権＝首長層並立連合体〉説ともいうべき前者にはいくつかの難点があると考える。本稿では，それらの問題点を含む専管権の再検討を通じて，ハン‐功臣関係に一層具体的な分析を加えるつもりである。

（1）専管権をめぐる問題点

すでに見たように専管権の理解は，アイシン国政権の構造規定につながる重要な指標となっているため，最も具体性に富む上田説を中心に，そこに内包される問題点を明確にすることから論述を始めたい。

まず問題点の第一は，専管権と表裏をなす人参採取権がハン権力から相対的に独立した，王公・功臣固有の特権であったとする見解である。かりにそうだとすると，この特権に対するハンの統制は困難であったか存在しなかったに相違なく，だからこそ上田氏は功臣に対しては順治五年まで，王公に対しては順治六年まで統制はなかったと説く。しかしながら，つぎに掲げる史料を勘案する限り，人参を含む天産物の採取権に対する統制は太祖の天命年間にはすでに始まっていたと判断する他ない。『満文老档』天命八（1623）年二月条に，以下のような一連の記事が見えている。

ⅰ）天命八年二月三日条[5]

諸種の毛皮，真珠，貂皮を捕獲した。元来捕獲するものは，八王家で各自男一百人を遣って獲得したものを各自取っていたが，さように無秩序になっては困ると，昨年壬戌の年（1622）に捕獲した真珠，貂皮，猞猁猻皮，虎皮，狼皮，水獺皮，灰鼠皮などの諸種のものは皆八分して公平に分けた。

ⅱ）同年二月七日条[6]

各旗の諸王に大臣各四人を当たらせて，教訓の書を首に掛けるように任じた書の言。「……八

王の家で捕獲した真珠，貂皮，猞猁猻皮以下，灰鼠皮，鼬皮以上の種々の毛皮，鳥の羽，果実をはじめ，八家に入るものは皆各捕り主の名，獲物の数を書いて送って来るがよい。それを……各四人は迎えて受領し，良否を見分けて値段を定め終わった後，八家に同等に分与せよ。諸王に関与させず，汝等の一存で処理せよ。……」

iii）同年二月五日条[7]

八旗の専行の諸大臣enculehe ambasaが捕った貂皮の総数千四百九十三枚，水獺皮一百二枚，灰鼠皮九百三十六枚，貉皮二百八十一枚，猞猁猻皮十六枚，禿鷹一百四羽，虎皮四枚，鼬皮二十枚，狐皮八枚。

iv）同年二月六日条[8]

これまで専行の諸大臣enculehe ambasaは職hergenに応じて男を遣って獲得したものを各自取っていたが，それをやめて，この日捕獲した虎皮，猞猁猻皮，貂皮，狐皮，水獺皮，貉皮，灰鼠皮，禿鷹の羽など諸種の毛皮を，捕獲した者，男を遣った者，遣らなかった者を問わず，総兵官以下備禦以上に次々と職hergenに応じて与えた。……

上記四条の記事のうち，ⅰ）ⅱ）は八王（八ホショ＝ベイレ）による，ⅲ）ⅳ）は「八旗の専行大臣」（専管権を保有する大臣）による真珠・毛皮等の採捕に対して，太祖が新たに課した規制関連の記述である。日付の近接より推して，四条が相互に一体をなす規制であることは疑問の余地がない。全体を通じて指摘すべき第一点は，統制の対象物が真珠・毛皮等――ここには恐らく蜂蜜も含まれる――の採捕に限られ，人参の採取が除外されていたことである。第二に，はじめ八王家の採捕は百人ずつ人丁を派遣するものの，獲物の多寡までは公平さを貫徹できないので，天命七年度の獲物から平等に分配することとした。さらに，その徹底を期して八王家から大臣各四名を任じ，彼らに「捕り主の名，獲物の数」を集約させ，各王家ごとに総額を評価した上で，均等に分配する制度を定めた。第三に，「八旗の専行大臣」に対しても，総兵官以下の世職（hergen）に応じて動員人丁数を規定するばかりで，獲物の多寡は不問とした現行の制度を改め，天命八年二月五日集計の貂皮一四九三枚をはじめとする獲物からは，備禦以上の全世職保持者に位階に即して分配することになった。第四に，以上三点から推測して，八王と専行大臣の人参採取に関しては天命八年以後も，従前の規定に準ずることが容認されたと考えられる。

天命八年といえば，太祖が八王によるハン位互選・共同統治を命じた翌年にあたる。つまり太祖は，一方で八王間の均等，他方で各旗諸大臣の世職制的序列という，八旗の構造を整序する二原則の，真珠・毛皮等の採捕と分配における貫徹を企図したのである。換言すれば，専管権と人参採取権を一体とする認識は，八王均等分配／世職対応分配の対象から人参が除外された天命八年以降にのみ妥当する。反面，上記第四点の指摘が失当でない限り，天命八年以前と以後を問わず，専行大臣の人参採取権は世職の高下に応じた専管人丁の動員数制限という局面において，世職制秩序（確立は天命五年以後[9]）の――従ってハン権力の――統制下に置かれ続けたと見なければならない。

問題点の第二は，首長層権力を専管権付与の前提とする認識の当否である。アイシン国以前のマンジュ国時代，すなわち専管人丁の動員数が世職制的統制を受ける以前，人参採取は「貂参の利」と並び称された黒貂などの毛皮獣の捕獲とともに，三田村泰助氏のいわゆる〈ムクン・タタンmukůn tatan制〉[10]に組み込まれ，対明朝貢・馬市交易体制のなかで機能していた。『太祖老档』巻末に載せる万暦三八／1610年の勅書（ejehe）配当表を，通常「ムクン・タタン（族籍）表」と仮称するが，勅書とは明朝廷がジュシェン人に発給した都督以下の武官辞令であり，朝貢・馬市に参

与して人参・毛皮を交易するのに必携の身分証であった。元来，海西女直に配当された勅書一千道のうち，三六二道が紆余曲折を経てハダ国主ウルグダイの所有に帰した（残余はイェヘ国に帰属）が，太祖はハダ国を併合した際（1599／1601）にこれを掌握し，自己と嫡長子チュイェン・嫡次子ダイシャン，母弟シュルガチとその嫡三子ジャサクトゥ（右五名で一五四道所有），およびウルグダイと旧ハダ国の支配層を含む太祖麾下の主要大臣たちに分給しなおした。その原簿が「ムクン・タタン表」である。配分組織は三個のムクンと，各ムクンを構成する一二～一三個のタタンに区画され，各タタンには一〇道前後の勅書が配当された。記録の伝存しない建州女直配当五百道の配分方式も，大枠はこれに類したものと推定されている。

この体制のなかに，上田氏は「ヌルハチの下に統合されてまもない首長層が，勅書の分与と専管権承認･人参採取権付与により，いくらかの制約を受けながらも首長層としての旧領民に対する支配権力を掌握し続けていた」(11) ことを読み取ろうとする。この「首長層」なる用語の概念規定を氏は明確にしていないが，文脈より推して，太祖の建州統一を伝える『満洲実録』の一節，「かようにゴロ golo（路），ゴロのアンバンら ambasa を招き，従えるべき周りの部衆 gurun を征討し終わり（遂招徠各部，環満洲而居者，皆為削平）」(12) に見えるアンバン amban，すなわち各地（ゴロ）に割拠し，属民 jušen を率領する大小地域権力の首長と断じて誤りあるまい。ちなみに，アンバンには「大臣」の語義もあるが，錯雑を避けて，以下，首長の意味にだけ使用する。そうすると，氏においては，勅書配当者＝専管権保有者は総じてアンバン層に等置されることになる。しかし，追って明示するように，①部衆を率いて帰順したアンバン層が尽く勅書を配当されたわけではなく，②また勅書配当者のすべてが専管権保有者となったわけでもない。③ましてアンバンの部衆支配権と専管権との一体性を過度に強調することは，エイドゥ＝バトゥル（没落アンバン家系の出自ながら，孤児から立身したため，本来の部衆をもたなかったが，抜群の武功に対して太祖が賞給した俘獲戸口からなる三個ニルを専管した）を典型とするような功臣類型を，特殊な例外として捨象する事態を招き，上記①②と併せて氏の主張の論理的整合性を根底から疑わせるであろう。

③の吟味は後文に譲るとして，当面①②に焦点をあてて検証を試みよう。「ムクン・タタン表」著録の勅書配当者（多少，人名の重複がある），延べ一八〇余名は，すでに三田村氏によって一部比定が試みられ，ウルグダイを筆頭とするハダ出身の大臣と，エイドゥ以下の「五大臣」をはじめとする建州系大臣の名が若干名ずつ挙がる (13) けれども，それ以外の圧倒的多数は比定困難のまま放置されてきた。というのも，旧ハダ国支配層は――太祖政権に参与し，官撰史料に名を残した少数の王族か有力者以外――徴すべき記録を欠き，また建州系大臣にしても建州五百道に加えてウルグダイ原有勅書の配分にまで与かり得たのは，五大臣などごく少数の例外であったに相違ないからである (14)。このため，①②の確証を「ムクン・タタン表」に直接発見することは容易ではないが，そのなかにあって，従来看過されてきた，帰附後間もないワルカ部系大臣たち（〔表Ⅰ〕参照）は勅書配当の実態を窺う意味で軽視できない。

ワルカ部は明の羈縻衛所制下では毛憐衛，朝鮮からは種族名によって兀良哈（政治的観点からは藩胡）と呼称された。太祖が建州三衛（マンジュ五部）を統一すると，その勢力は長白山諸部から東方の朝鮮東北境，豆満江水系のワルカ部に達し，おりしも北方から同部に勢力を扶植しつつあった海西ウラ国とは，早晩衝突を免れなかった。結局，烏碣岩（門巌）の戦い（万暦三五／1607年）を制し，ウラ勢力を排除した太祖は，その過程でワルカ部の部衆を続々と本拠に遷し，ニル（計二六個）に編成してゆく (15)。万暦三八年行使予定の勅書を著録した「ムクン・タタン表」に，ワルカ部出身の

大臣たちがまとまって登場するのは，太祖が新附の彼らを懐柔すべく勅書を分与し，交易の利を啗らわせた結果に相違あるまい。

〔表Ⅰ〕「ムクン・タタン表」所掲のワルカ部系諸大臣

№	m－t	大　臣　名	勅書数	『八旗満洲氏族通譜』				『八旗通志初集』		
				巻	人　名	姓　氏	世居地	巻	人　名	旗分志ニル
1	1－10	irešen	0.5	44	伊勒慎	費　莫氏	薩斉庫	143	伊勒慎	鑲黄Ⅲ3
2	1－10	mingganu	0.5	3	明安努	瓜爾佳氏	訥　殷			正白Ⅳ10
3	1－10	gibkada	0.5	37	吉普喀達	烏　蘇氏	瓦爾喀	159	吉布克達	鑲白Ⅰ9／Ⅰ11
4	1－11	baicuka	0.5	36	拝楚喀	扎庫塔氏	薩斉庫	208	拝諸哈	鑲白Ⅲ14
5	3－8	aitungga	0.5	25	艾通阿	富　察氏	蜚　悠	201	愛通阿	鑲黄Ⅰ12
6	3－10	looton mafa	1	11	羅　屯	他塔喇氏	安褚拉庫			正紅Ⅳ10／Ⅴ13
7	3－12	altušan	1	25	阿爾都山	富　察氏	額亦湖	159	哈寧阿(長子)	鑲白Ⅱ6
8	3－12	aisingga	0.5	25	愛星阿	富　察氏	蜚　悠			
9	3－12	nanjilan	1	44	南済蘭	費　莫氏	布爾哈図	164	法　喀(曾孫)	鑲紅Ⅲ6

備考　ⅰ）〔m－t〕欄はmukůn–tatanの略号，〔m1－t10〕は第１ムクン第10タタンを意味する。
ⅱ）旗分志ニル欄の，たとえば［鑲黄Ⅲ3］は鑲黄旗第三参領第三佐領を意味する。以下同じ。

〔表Ⅰ〕の大臣に関しては，『太祖老档』所載「天命一一年勅書」に「某は某路goloのアンバンであったが，本地を棄てて（ハンを）慕ってきた」（№３・５・６）との明文がある他，『八旗通志初集』（以下『初集』と略称）や『八旗満洲氏族通譜』（以下『通譜』と略称）などにそのニルの人的成分が「所属」（№３）として，もしくは属民の壮丁・戸口数（№１・６・７・９）をもって明記されており，これら大臣の多くは原住地方のアンバンであったと見て誤らない(16)。勅書の配当状況は，イレシェンとミンガヌが二人で一道，ギブカダが半道（ウェジレン［不詳］と共有），バイチュカが半道（ラビ［不詳］と共有），アイトゥンガが半道（ウルカ［不詳］と共有），アイシンガが半道（シルンゲ［不詳］と共有［原档残欠で等級不明，恐らくは都指揮僉事勅書］），ナンジランが単独で一道，ロォトン＝マファが単独で一道（以上すべて都指揮僉事勅書），アルトゥシャンが単独で一道（都指揮同知勅書）をそれぞれ所有したことになっている。都督級勅書がない上に，最高でも都指揮同知勅書一道の単独所有にとどまるが，これを「五大臣」と比べると，たとえばエイドゥの場合，ウルグダイ原有勅書だけでも都指揮使勅書二道，都指揮同知勅書二道，都指揮僉事勅書四道の計八道も所有し，懸隔の大きさに一驚を喫する。帰順の先後，位階の上下による待遇格差は当然として，建州配当勅書はすでに配分されつくして久しい以上，太祖にとってウルグダイ原有勅書以外に，分給可能な持ち分がなかったことも忖度する必要があろう。

しかし，それにしても，ワルカ部全体で二六個ニルが編成され，そのほとんどがニル＝エジェンを単一家系内で承襲する永管ニルであったのに反して，勅書を保有したアンバンがわずか九人にとどまるのは，いかにも少な過ぎるであろう。一定の選別原理の関与が想定される所以である。ここで改めてワルカ部系諸大臣を見直すとき，勅書保有の九アンバンに共通する，以下のような事実が判明する。すなわち，ウラ国がサチク路を攻め取ったとき，これを避けて来帰したために一族が報

復の犠牲となったイレシェン，一旦ウラに投じてから来帰したミンガヌ，やはり「本地を棄てて慕って来た」ギブカダ，フィオ城から「ハンを慕って来た」アイトゥンガ，「本地を棄てて慕って来た」ロォトン，ウラに服従したサチク城を奪って来帰したアルトゥシャン，「本地を棄てて慕って来た」アイシンガ，ウラ兵に拉致された後に逃れて来帰したナンジランなど，いずれも自発的に来帰するか，あるいはウラの圧力に抵抗して来帰した事実に力点が置かれている(17)。いまや九人のみが勅書を配当された理由もほぼ明白であろう。唯一来帰の機縁が不詳なバイチュカも，同族のテオデンゲがサチク地方から「ウラの者が駆り立てて連れ去ろうとしても従わず」，朝鮮に避難した後，ウラへの引き渡しを嫌い，逃げて来帰してきたこと(18)から推して，ウラの強圧を排しての来帰が評価されたものと考えられる。

ただし，これで疑問がすべて払拭されるわけではない。というのも，フィオ城原住のツェムテヘなどは，一旦ウラ国に従属したものの，虐待に耐えかねて太祖に保護を要請し，「本地を棄てて慕って来た」，五百戸もの勢力を擁する有力アンバン（『通譜』巻二五，本伝）でありながら，なぜか勅書の配当を受けた形跡がない。のみならず，〔表Ⅰ〕所掲のワルカ部系諸大臣は，後述するギブカダを除き，誰一人，専管権保有者として登場しない。特に№6ロォトンなどは「五大臣の列に居る」（『通譜』巻一一，本伝）と称されたほどの，紛れもない大物アンバンであり，現に彼の擁した属下八百戸の勢力は，戸数だけからいえば五大臣のなかでも大アンバン出身のホホリ・フュンドン・フルガンをさえ凌ぎ，専管ニルを保有するには十分過ぎる実力者であった。しかるに，その形跡はなく，「天命一一年勅書」でも，孫のファタンがロォトン来帰の功により備禦の世職を授与されたにとどまる(19)。

この事実ひとつをとっても，勅書の配当者がそのまま専管権保有者に移行したのでないことは明白であろう。ワルカ部に関する限り，アンバン＞勅書配当者＞専管権保有者という不等式が成り立ち，一歩譲って後二者がもともと一致していたと仮定しても，天聰八・九年に至るまでに，少なからぬ変動と淘汰を生じ，最終的に専管権の保有が確定したのはごく一部のアンバンでしかなかった。それゆえ，天聰八・九年時点の専管権保有者のみを静態的に分析するだけでは，専管権の本質に迫るには不十分といわねばならない。

（2）専管権の与奪と「功」gung・「罪」weile

前章では，勅書配当者＝専管権保有者という前提を実態が大きく裏切ることを，ワルカ部諸アンバンの事例を通して実証した。このことを敷衍すれば，天聰八・九年に最終的な分定を見た専管権保有者の，まさにアイシン国政権の中核集団というべき顔ぶれ（後掲〔表Ⅱ〕参照）は，その実，ある意図的な選別を経た結果であることを物語る。従って，その選別の準則を帰納できるならば，専管権の性格規定に資すものと期待し得るであろう。そこで，天聰八・九年の専管ニル分定に論及する以前に，勅書配当者と専管権保有者相互の関係について，いま少し詳細な考察を加え，一応の見通しを立てておきたい。

先にも一言したように，「ムクン・タタン表」著録の人名は一部を除き，現時点では大多数が比定不能である。素性の判明する建州系大臣たちは，太祖股肱の五大臣エイドゥ・ホホリ・フュンドン・フルガン・アン＝フィヤングや，ヤンシュ，アドゥン＝ヒヤ，エルデニ（＝バクシ），ヤスン（＝

バトゥル）――以上すべて〔m1-t5～11〕――，バドゥリ（〔m3-t 12〕）など，例外なく著名な人物であった。ところが，驚くべきことに五大臣中，アン＝フィヤングのみ，自身はもとより，その子孫も専管権保有者ではなかった。そればかりか，アドゥン，エルデニ，ヤスンも専管権を保有していない。アン＝フィヤングの非保有は後述するとして，アドゥンは失脚と獄死，エルデニとヤスンは誅殺に起因するものであろう。側近のヒヤ（侍衛）であったアドゥン＝アゲ（太祖の養子，グサ＝エジェン・都堂を歴任）は，天命六年，次代ハン位をめぐる三大ベイレ，ダイシャン・マングルタイ・ホンタイジ兄弟間の暗闘を助長したかどで失脚し，一旦死罪に擬されるものの幽閉の身となり，天命八年五月までに没する[20]。やはり側近で高名なバクシであったエルデニは天命七年，遼東の漢官から財貨を過度に受領した罪で副将の世職と管轄ニルを剥奪され，翌年財貨の隠匿問題がこじれて刑死する[21]。また，一時は副将にまで昇進したヤスンは失策から一度ならず死罪に擬されながら，その都度助命された太祖の愛将であり，このため太祖の生前から殉死することを公言していたが，約束を果たさなかった上，天聰三年にはアサン兄弟と逃亡を共謀したことまで発覚し，遂に誅殺される[22]。どうやら天聰末年分定の専管権は，個々の大臣たちの政治的な浮沈を濃厚に反映していると見てよさそうである。

以上は勅書配当者，すなわち専管権の推定保有者が，深刻な過失や犯罪を理由に専管権を剥奪されたとおぼしき事例であった。とはいえ，これらはいまだ推論の域を出ないので，一歩進んで，専管権を勅書配当に遡及させ得る東海ウェジ部アンバンのチョホノ，および前述のワルカ部アンバンのギブカダという対照的な二例を取り上げ，検証にあてたい。

万暦三八／1610年，太祖はエイドゥ＝バトゥルらに兵一千を委ね，東海ウェジ部（明人の分類では「野人」）のナムドゥル・スイフン・ニングタ・ニマチャ四路を招降させた。その際，ナムドゥル路のカングリ・アング・カクドゥリ三兄弟，スイフン路のミンガトゥ＝バヤン，ニングタ路のウルカ・センゲ・ニカリ，ニマチャ路のタンスンガ・イェクシュ父子の九アンバン[23]が率先来帰し，太祖がこれを厚遇したので，同年一一月，四路を挙げて帰順することになった。太祖は四路の壮丁一千余をもって編成した六個ニルのうち，二個をミンガトゥ長子ハハナと三子チョホノに分管させた。このようにチョホノ以下のウェジ部諸アンバンは，万暦三八年一一月の来帰であるから，同年の朝貢・馬市に行使を予定された「ムクン・タタン表」に，それらの人名が収録されないのも道理であるが，太祖の対明朝貢は第八次（万暦三九年）を経て，自身は不参加の第九次（万暦四三／1615年）をもって断絶する[24]（＝ムクン・タタン制の終焉）ので，行使されたか否かは別として，ウェジ部諸アンバンにも勅書の配当はあったと考えるべきであろう。

来帰以後，各地で戦功を重ねたチョホノは，天聰五／1631年，大凌河で明軍と激戦のすえ陣亡する。『清太宗実録』天聰六年正月癸丑条にチョホノに対する叙功記事があり，

> 遊擊綽和諾，初め東海近地に居り，一方に雄長たり。姓は那木都魯氏，乃ち明安図巴顔の子なり。太祖遣使して招降せしむる時，他人は倶に力敵せず窮蹙するを以って来帰すれども，綽和諾は年幼くして智略有れば，太祖の命を聞きて欣然として帰附す。毎に征伐に従ひ，至る所功有り。一永管牛彔戸口を給し，授けて遊擊と為す。張春の兵に遭ふに及んで，先駆奮擊して陣亡す。一等参将を贈る。子無くんば，その兄翁格尼を以って襲職せしむ。

とある。『太宗老档』天聰六年正月条にも，『実録』に照応する一文があり[25]，

> Cohono遊擊は張道員の兵と戦って没したので，遊擊を陞せて兄Unggeniに一等参将を継がせた。陞せた理由。最初，Hanを慕って来る時，他の者は泣いて来たが，我（Cohono）は身は若

くても志は大きいので喜んで来た。さように来帰したのをHan（太祖）は嘉して大功amba gungとして，特に人参を齎させた［自行して人参を括らせた―筆者補］enculeme orhoda hůwaitabuha。来帰以来，niruの主ejenとなって，二十四（二十二の誤りか？）年間全く罪weileを得なかった。……

と見える。「niruの主ejenとなって」を漢文実録が「一永管牛彔戸口を給し」に作る（『初集』巻一六三・綽和諾伝では「一世管牛彔戸口を賜ふ」）のはよいとして，「さように来帰したのをハンは嘉して大功として，特に人参を齎させた［自行して人参を括らせた］」の部分を削除したのは惜しまれる。なぜなら，恐らくこれが太祖による人参採取権付与を明示する，ほぼ唯一の，しかし従来見過ごされてきた記録だからである。

一体，この‘enculeme orhoda hůwaitabumbi’（自行して人参を括らせる）という満文表記とは，すでに上田氏が自ら――順治初纂漢文『太宗実録』と満文『太宗実録』双方の崇徳八年七月戊午条を照合しつつ――例証した[26]ように，専管権と不可分の人参採取権付与を意味する常套句に他ならなかった。そうすると，チョホノは一六一〇年，「喜んで」来帰したのを太祖が「大功」（amba gung）と評価した結果，ニル永管権と専管権を保有したことになる。すなわち，専管権は首長層固有の権力ゆえに保障されたのではなく，本質的にはハンに対する「功」いかんに左右されたことを強調しなければならない。なお，この専管権はチョホノに後嗣がなかったため，兄ウンゲニ，そしてウンゲニの革職後はその子フカチャ(ン)に継承され，天聰八・九年の専管ニル分定に至る（〔表Ⅱ〕№25）。

「功」（gung）が専管権の認定要因であったとすれば，当然のことながら，これと表裏をなすべき剥奪要因も厳存した。チョホノにおいて「二十四年間全く罪を得なかった」とされる「罪」（weile）[27]がそれに該当する。このことをギブカダの場合に即して例証してみよう。『清太宗実録』天聰八年一二月壬寅条に第一次分定直後のこととして，

一等甲喇章京（＝参将）吉巴克達，本と瓦爾喀の馮家屯の人，本屯の人を率ゐて来帰す。半箇牛彔を授けるに壮丁二百五十人を以ってし，それをして専管せしむ。明を征するの時に及んで，一等甲喇章京に陞ぼす。奉集堡に陣亡せるに因って，その子卦爾察に授けて二等甲喇章京と為し，仍ほ三次を襲がしむるを准す。

とあり，ギブカダが専管権を保有したことは確実である。ギブカダが奉集堡に陣亡したのが天命六／1621年である[28]から，専管権を認可されたのはそれ以前（多分，万暦三五／1607年に来帰し，勅書半道を配当されて以来のもの）と見てよい。ギブカダは専管権保有者であった事実を確認できる，ワルカ部唯一のアンバンであるばかりか，天聰八年末にギブカダから長子グヴルチャへの世職継承が実施されさえしているのに，天聰八・九年の分定には不可解にも登場しない。グヴルチャのニル＝エジェン継承に先立って，叔父ドゥイレシェンとその族弟ムフの両名が承襲しているが，二人とも「事に縁りて革退せられ」[29]たとの記録がある。ことにドゥイレシェンは兄ギブカダの陣没直後，ギブカダ戦死の「功」により「ハンの側近として，バヤラのキルの主」[30]に任じられ，「天命一一年勅書」の原本（『旧満洲档』「黄字档」）でも塗抹削除の痕跡が認められない[31]ので，革退が生じた時期は天聰年間，特に三年[32]から八年の間と推定される。革退がいかなる「罪」に起因したにせよ，この間に専管権が剥奪ないし没収され，そのまま回復しなかったことは動かせない。

類例を補足しよう。一六一〇年，前述のチョホノと同時に来帰したカングリ・カクドゥリ兄弟は各一ニルの所有が許され，「天命一一年勅書」載録の世職は兄弟ともに最高位の総兵官（正確には三

等総兵官）であった。カングリ（天聰五年没）は太祖庶弟ムルハチの娘を娶ってエフと称され，ガスハバトゥルの異名を持つ勇将カクドゥリは遅くとも天命一一年から病没する天聰八年まで，グサ＝エジェンの地位にあった(33)。すなわち，カクドゥリは世職・実職ともに，チョホノ（遊撃→戦死後に一等参将を追贈）よりはるかに上位の旗人であったにもかかわらず，専管権の保有を確認できなかった。ところが，後掲〔表Ⅳ〕の各旗総管大臣（グサ＝エジェン）に照らすと，ひとり正白旗（←太祖期の鑲黄旗）のカクドゥリを例外として，すべて専管権の保有家系に属するので，同権非保有の背後には相応の事情があったものと推測される。

はたして予期したごとく，カクドゥリは病死の数か月前，故地へ逃帰しようとした謀議を家僕に告発されている。ことを荒立てずに処理しようとした太宗は，その家僕をカクドゥリに引き渡して口を塞ぎ，一旦は事件を揉み消した。ところが，病死翌年の天聰九年二月に至って，新たな証言をきっかけに事件が蒸し返されたため，カクドゥリは生前の官爵を革去されたばかりか，累は亡兄カングリの子セグデ（色琥徳／色呼徳）にも及び，両ニルとも一旦没収されてしまう(34)。この謀叛未遂事件こそ，同時期に進行した分定対象の最終確定作業からカングリ・カクドゥリ兄弟一党が排除された真因と考えられるが，後に二個ニルの管轄権はカングリ兄弟一門に返還される。さらに，後掲〔表Ⅵ〕№17マクトゥをカングリ次弟アングの子と見て大過なければ，崇徳八年マクトゥに賜与された人参採取人丁三六名は，カクドゥリ没後に剥奪された専管権が，ここに至って部分的に返還を見たか，それとも再発給された公算が高い。マクトゥは太祖のとき，すでに「人材の壮健」を嘉され，ムルハチの孫女を娶っていたが，崇徳元年の第二次朝鮮征討に際して平壌の戦闘で大功を立て，太宗から「此の似き死力を効すの人は，宜しく優卹を加ふべし。如し貧乏なれば，務めて富足ならしめよ」（『初集』巻一五二，喀克都里伝附伝）と嘉賞されている。専管権の再発給には，このあたりの事情も関与しているであろう。

専管権の剥奪例には，旧ハダ国主で「ムクン・タタン表」勅書の原有者ウルグダイの孫ケシネも含まれる。天聰八年四月，ハダ国主の正嫡で顕職に就いたものがいないとして，白身のケシネは三等副将を恵与され(35)，同年末新たにその二個ニルが専管化されたものであった。ところが一年後，祖母マングジが同母兄にして正藍旗ベイレたるマングルタイ・デゲレイ両人とともにハン位簒奪を共謀した大罪に，ケシネも縁坐したため，副将の世職を剥奪され(36)，ついで専管ニル二個も召し上げられて内ニルとなってしまう(37)。

以上，専管権剥奪の事例をいくつか挙げて検証したように，専管権が旧首長層固有の領民支配権とは別個の，ハン権力によって与奪される恩賞であればこそ，専管権保有者の顔ぶれは固定することなく，「功」（gung）と「罪」（weile）に伴う授与と剥奪による変動を重ねながら，天聰九年の第二次分定に至って最終的に確定されたものと考えられる。これと対蹠的に永管権は，謀叛未遂の重罪にもかかわらず，ニル管轄権が返還された上記カングリ兄弟一門を引き合いに出すまでもなく，一旦授与されると，たとえその保有者に重大な過失があったとしても，軽々しく剥奪したり，剥奪したまま放置することはできず，当事者の革職後は多くの場合，一門内の適任者による継承に委ねられた(38)。

（3）天聰八・九年の専管権分定対象者とその類別

本章では前二章の議論を踏まえて，天聰八・九年の専管権保有者を考察する。

天聰八年一〇月二七日，太宗は太祖の霊前に即位以来の功業を告げて，大略「即位以来八年，いまや朝鮮は稽首して弟を称し，ハルハ五部，アルの諸部，ハラチン部，トゥメット部は挙げて来帰し，チャハルのリンダン＝ハーンは我を避けて西奔し，志を遂げずに没した。残る敵は明国あるのみとなった。願わくは皇考の霊よ，我を佑けて大業を成さしめよ」（『清太宗実録』天聰八年一〇月庚戌条）という意味の祈願を行った。これが第一次専管ニル分定の実施から数えて二ヶ月前にあたり，同分定が一種の論功行賞であったことは明白である。翌九年正月，第一次に改定を加えた第二次分定が実施に移される。なお，太宗は崇徳八年七月，グサ＝エジェン以下諸大臣に対して「凡そ力を行間に戮し，勤敏素より著はれたる者は，その部下の人をして自行して採参せしむるを准す。如し戎事を怠ること有りて，素より勤労無くんば，以って採参を准さず」（『清太宗実録』崇徳八年七月戊午／二七日 条）と諭し，功臣一九人に対して採参人丁を新たに賜与している。この採参人丁も専管権と表裏をなしたはずであるが，詳しくは次章で取り上げるので，ここでは問わない。

いま，『清太宗実録』『天聰九年档』所載の専管権保有者[39]を列記し，行論に必要な事項を加筆すると，〔表Ⅱ〕[40]のようになる。功臣の専管ニルは，①大部分を占める，もともと存在した永管ニル，②人丁を増給して半個ニルを整ニルとしたもの（№8・43・47・51），③新編のニル（№9・26・27・48）に三分され，これらを確定して専管ニルの名分を付与したものと考えられている[41]。ただし，専管規模はニル・半箇ニル・百丁・五〇丁を単位とし，保有ニル全体を覆うとは限らなかった。また，両次の分定を比較すると，総じて，第一次（四七名）に新規の功臣一二名を追加したものが第二次（五九名）ということができ，前者の四七名は五名（〔表Ⅱ〕の網かけ部分）を除き，全員がそのまま後者の五九名にも重複して顔を見せる。もっとも，その五名にしても，第二次分定対象の近親（№4・25・40・55）であるか，あるいは同一家系（№20）に属するので，その意味では第二次分定は第一次の再確認および拡充という一面をもっていた。さらに，第一次・二次分定の対象をその出自と事跡の共通項によって括ると，概略六種の範疇に大別することができる（〔表Ⅲ〕参照）。

〔表Ⅱ〕天聰八・九年の分定対象と専管ニル／人丁数

№	天聰八年分定者	ニル	天聰九年分定者	ニル	旗分	出　自・家　系	姓　氏
1	宗室拝尹図	3.5	Baintu	3.5	正黄	太祖庶弟バヤラの子	
2	宗室巴布海	1	Babuhai	1	〃	太祖庶子	
3	額駙楊古利	2	Yangguri Efu	2	〃	太祖女婿（宗女の婿？），超品公（→崇徳元年に武勲王追贈）	シュムル
4	索　海Soohai	0.5	Cakani察喀尼	1	〃	五大臣フュンドン（アンバ＝ジャルグチ，太祖孫女の婿）の六子索海／察喀尼＝索海の弟	グヴルギャ
5	衛　斉	0.5	Uici	1	〃	フュンドン九弟	〃　〃
6	公　袞	0.5	Gunggun	0.5	〃	ヤヒチャン（十ジャルグチ）の子	マギャ

7	南　褚	2	Nancu(Nancu Age)	2	〃	イェヘ国主ギンタイシ（太宗生母の兄）の孫／デルゲル＝アゲの子	イェヘ＝ナラ
8			Turusi図魯什	百丁	〃	「攻戦をよくし力を効して陣亡」（天聰八年）／百丁→子Basitai	シュシュ＝ギョロ
9	額駙達爾哈	1.5	Darhan Efu	1.5	鑲黄	太祖次女の夫／ヤンシュ＝グフ(太祖同母妹アジゲ＝フジンの夫）の子／天聰八年ニル編立	ゴロロ
10	巴哈納	0.5	Bahana	0.5	〃	覚羅（三祖ソォチャンガ系）	
11	何洛会	0.5	Holohoi	0.5	〃		？
12	伊　孫	1	Isun	1	〃	フュンドン四弟インダフチの次子	グヴルギャ
13			Cambu察木布	1	〃	ウラ国チャンジュ＝ベイレ（太宗生母の姉の夫）の子	ウラ＝ナラ
14			Singnai星鼐	1	〃	阿特達(覚羅阿特泰)＝阿八泰（十ジャルグチ）の子	覚羅／ギョルチャ
15	和爾本	2	Holbon	2	正紅	五大臣ホホリ＝エフ四子ホショトゥの子	ドンゴ
16	董鄂公主	2	Donggo Gege	2	〃	ホホリの妻（太祖長女ヌンジェ）	
17	格巴庫	2	Gebakû	2	〃	ブルハング＝ベイレ（ギンタイシ同族）の子／ブルハング＝太祖嫡子ダイシャン継夫人の兄弟	イェヘ＝ナラ
18	布爾海	1	Burhai	1	〃	覚羅（三祖ソォチャンガ系）	
19	穆爾察	0.5	Murca	0.5	〃	太祖庶子タングダイの子	
20	范　察Fanca	0.5	Lantai蘭泰	0.5	〃	覚羅（三祖ソォチャンガ系）／蘭泰＝范察の伯父の孫	
21	阿　山	1	Asan	1	鑲紅	覚羅（長祖デシク系）	
22	布爾堪	1	Burkan	1	〃	アランジュ＝アゲ（十ジャルグチ筆頭）の弟／ホホリ同族	ドンゴ
23	馬喇希	1	Malahi	1	〃	シラバ＝ヒヤ（十ジャルグチ／五大臣の列）の子	ワンギャ
24	董世禄	1	Dungsilu	1	〃	アランジュ伯父の孫	ドンゴ
25	翁格尼Unggeni	1	Fukaca傅喀蟾	0.5	〃	翁格尼＝チョホノの兄／傅喀蟾＝翁格尼の子	ナムドゥル
26	固山額真葉臣	1	Yecen	百丁	〃	シラバの同族／天聰八年ニル編立	ワンギャ
27			Loosa労薩	百丁	〃	「攻戦をよくする」／天聰八年ニル編立	グヴルギャ
28	額駙顧三台	2	Gusantai Efu	1	鑲藍	太祖女婿／イェヘ国主ギンタイシの同族	イェヘ＝ナラ
29	諾木渾	2	Nomhon	1	〃	覚羅（タチャ＝フィヤング系）？	

30			Mungtan孟坦	50丁	〃	「陣亡」（天聰五年）／五〇丁→子Aintamu	ダイギャ
31			Lama喇瑪	1	〃	イェヘ国ヤンジュ＝ベイレの子スバハイの子／ヤンジュ＝ベイレ＝アミン三娶夫人の父	イェヘ＝ナラ
32			Hůsibu扈什布	0.5	〃	スバハイの弟	〃　〃
33	克什訥	2	Kesine	2	正藍	ハダ国主ウルグダイ＝エフ（太祖三女マングジの夫）の孫／エセンデリ＝アゲ（天命七年没）の子	ハダ＝ナラ
34	宗室色勒	0.5	Sala（Sele）	1	〃	覚羅（リドゥン＝バトゥル系）	
35	薩璧翰	0.5	Sabigan	1	〃	覚羅（二祖リォチャン系）	
36	昂阿喇	0.5	Anggara	1	〃	覚羅（三祖ソォチャンガ系）	
37	奥　塔	0.5	Oota	1	〃	覚羅（同上）	
38	額爾克	0.5	Erke	1	〃	覚羅（同上）	
39	呉　頼	0.5	Ulai	0.5	〃	フュンドン五弟ウルハンの子	グヴルギャ
40	図爾格Turgei	1	Ebilun遏必隆	1	鑲白	五大臣エイドゥ＝バトゥル（太祖宗妹と四女の夫）の八子図爾格／遏必隆＝エイドゥ一六子	ニュフル
41	超哈爾	1	Coohar	1	〃	エイドゥの一三子	〃　〃
42	敖　対	1	Odoi	1	〃	エイドゥの一一子	〃　〃
43	額駙蘇納	1	Suna Efu	1	〃	イェヘ国主ギンタイシの同族／太祖六女の婿／天聰八年→整ニル	イェヘ＝ナラ
44	巴　顔	1	Bayan	1	〃	ウラ国主ブジャンタイの三子	ウラ＝ナラ
45	毛墨爾根	1	Moo Mergen	1	〃	ブジャンタイの六子	〃　〃
46	達爾泰	1	Dartai	1	〃	五大臣フルガン（＝太祖の養子ヒヤ＝アゲ）の六弟	トゥンギャ
47			Inggoldai (Inggůldai) 英俄爾岱	50丁	〃	太祖側出子アバタイの女婿／アドゥン＝アゲ（＝太祖の姨表弟）の同族／「任務を担当して有能」	タタラ
48			Asidarhan 阿什達爾漢	1	〃	イェヘ国主ギンタイシの再従兄弟／国舅／天聰八年ニル編立	イェヘ＝ナラ
49			Junta準塔	1	〃	フルガン（ヒヤ＝アゲ）の四子	トゥンギャ
50			Alami阿喇密	1	〃	フルガンの六子	〃　〃
51	固山額真阿山	1	Asan	1	正白	アルタシ＝グフ（太祖宗妹の夫）の長子／アダハイ（ジャルグチ）の兄／「攻戦をよくする」	イルゲン＝ギョロ
52	巴都礼	1	Baduri	1	〃	バドゥリ＝アゲ（十ジャルグチ）／「陣亡」（天聰八年）／1ニル→子Jolo	トゥンギャ
53	宗室阿拝	0.5	Abai Age	1.5	〃	太祖庶子	

54	呉達海	0.5	Udahai	0.5	〃	太祖庶弟ムルハチの四子	
55	花善Hůwašan	0.5	Batdama巴特瑪	1	〃	巴特瑪＝花善の子	シュムル
56	鄂　碩	0.5	Ošo	0.5	〃	五大臣ホホリの同族	ドンゴ
57	姚　塔	0.5	Yoota	1	〃	覚羅（三祖ソォチャンガ系）	
58	韓　岱	1	Handai	1	〃	太祖庶弟ムルハチの五子	
59			Unege呉訥格	1	〃	「攻戦をよくする」	ケオデ

備考ｉ）出自・家系欄の内容は『老档』『通譜』『初集』『満洲名臣伝』『清史稿』『愛新覚羅宗譜』等に依拠しているが，煩を避けて出典は逐一注記しない。　ii）下線を施した人名中，実線は「最初は内ニルであった」，波線は「専管ニルとするか内ニルとするか未定であるが，暫く専管のままにしておく」とそれぞれ『旧満洲档』に明記があるものを示す。　iii）網かけの人名は，天聰八年と天聰九年とで認定対象が異なる場合である。　iv）出自・家系欄のカギ括弧内は第二次専管ニル分定に関する『旧満洲档』の記事によって補足した。

〔表Ⅲ〕専管権保有者の類別表（天聰九年）

専管権保有者の類別		人　　名
①太祖の庶出の近親（ニル６・半箇ニル４）	太祖庶子の系統	№2バブハイ・19ムルチャ・53アバイ
	太祖庶弟の子	№1バイントゥ・54ウダハイ・58ハンダイ
②傍系の宗室（＝後の覚羅）（ニル８・半箇ニル２）		№10バハナ・18ブルハイ・20ファンチャ／ランタイ・21アサン・34セレ・35サビガン・36アンガラ・37オォタ・38エルケ・57ヨォタ
③旧海西三国の王族（ニル13・半箇ニル１）	イェヘ国系	№7ナンチュ・17ゲバク・28グサンタイ・31ラマ・32フシブ・43スナ・48アシダルハン
	ウラ国系	№13チャンブ・44バヤン・45モォ＝メルゲン
	ハダ国系	№33ケシネ
④太祖時代以来の建州系勲旧大臣（ニル21・半箇ニル４・百丁１・五〇丁１）	「五大臣」の一党	№4ソォハイ／チャカニ・５ウイチ・12イスン・15ホルボン（16ドンゴ＝ゲゲ）・39ウライ・40トゥルゲイ／エビルン・41チョォハル・42オドイ・46ダルタイ・49ジュンタ・50アラミ・56オショ
	上に匹敵する元勲	№3ヤングリ
	「十ジャルグチ」の一党	№6グングン・14シンナイ・22ブルカン・23マラヒ・24ドゥンシル・26イェチェン・52バドゥリ
	上に準ずる功臣	№9ダルハン・47インゴルダイ・51アサン
⑤卓越した戦功をあげた猛将（ニル１・百丁２・五〇丁１）		№8トゥルシ・27ロォサ・30ムンタン・59ウネゲ
⑥以上のどれにも属さないもの（ニル２・半箇ニル２）		№11ホロホイ・25ウンゲニ／フカチャ・29ノムホン・55ファシャン／バトゥマ

備考　表中，下線を施した一二名は，その人名が第一次分定に見えず，第二次分定だけに現われることを示す。

〔表Ⅲ〕によると，第二次分定の対象者五九名（総計ニル五一個・半個ニル一三個）中，①②が一六名（所有ニル一四個・半個ニル六個）を占め，全体の三分の一弱に相当する。太祖は自分と同母弟シュルガチの嫡子たちをベイレ（旗王）として各旗に分封し，ニルを分領させた。一方，太祖の庶弟ならびに庶子の系統は，分封対象から排除され，各旗のベイレに分属させられた。①に示した数値は太祖の庶弟[42]・庶子の系統が天聰九年までに，その属下として恩恵的に分与されたニル数を意味する。

②は宗室uksunのなかでも，①よりさらに血縁の遠い疎族を対象とし，具体的には太祖の父タクシの四兄弟，および祖父ギョチャンガの五兄弟（＝五祖［ギョチャンガを併せて六祖］と称する）に発する血統範囲を覆う。この血統範囲は第二次分定が実施されてわずか三日後（正月二六日）に，「覚羅」（ギョロ gioro）と命名される[43]。②に含まれる一〇名中，ギョチャンガ長兄のデシク系が一名（ニル一個），次兄のリョチャン系が一名（ニル一個），三兄のソョチャンガ系が七名（ニル五個・半個ニル二個），タクシ長兄のリドゥン＝バトゥル系が一名（ニル一個）という内訳で，ソョチャンガ系が他を圧倒する。覚羅にして唯一，太祖に敵対的でなかったリドゥン＝バトゥルなど，タクシの四兄弟系統[44]に比して，挙兵当初の太祖を迫害した五祖諸派の盟主的存在であったソョチャンガ系[45]が，かくも多数の専管ニルを贏ち得たのは異様でさえあるが，それだけこの支派が強盛と繁栄を誇り，帰順後の主として軍事的な貢献が評価された[46]結果と理解されるべきである。

①②を差し引いた残り四三名（ニル三七個・半個ニル七個）の，実に三五人（ニル三四個・半個ニル五個）までを③④が占め，これらが異姓功臣の代表格，つまり天聰末年におけるアイシン国政権の最高幹部であったことは疑問の余地がない。範疇③は太祖が婚を通ずる一方で覇を競い，次々に滅ぼしていった海西フルン諸国の旧王族によって構成され，イェヘ＝ナラ氏の七名（ニル八個・半個ニル一個），ウラ＝ナラ氏の三名（ニル三個），ハダ＝ナラ氏の一名（ニル二個）という序列になり，太祖個人と直接の通婚関係になかったホイファ＝ナラ氏のみは専管権保有者が皆無である。三王家中，イェヘ＝ナラ氏が単独で③の過半数を占めているのは，イェヘ国が海西最強であったばかりでなく，太祖第三の大妃（amba fujin）にして太宗の生母たるモンゴ＝ジェジェの里方でもあったからである。同様にウラ＝ナラ氏は太祖第四の大妃アバハイの実家であった。ハダ＝ナラ氏からはアミン＝ジェジェ（ウルグダイの従姉妹）が太祖の側妃（ashan i fujin）として婚入し，ハダ国主ウルグダイへは太祖の三女マングジ＝ゲゲが出嫁しているが，姻族としての地位は前二者に比肩すべくもなかった。清一代，皇室と「尚主選婚」する栄誉に浴した満洲貴族の最高峰を「八大家」[47]と称するが，ここにイェヘ系とウラ系のナラ氏が包摂されているのにハダ系が漏れたのは，マングジにまつわる前述の経緯も関与したからであろう。

④の主体をなす「五大臣」（sunja amban）と「十ジャルグチ」（juwan jargůci）は，太祖期の最高執政機関として著名であるものの，制度の起源と沿革，権能の内容など，不明の部分が少なくない。前者は最終的に五人の一等大臣，エイドゥ・ホホリ・フュンドン・フルガン・アン＝フィヤングに固定されるようになり，すでに万暦三八年の「ムクン・タタン表」においても，大臣としては傑出した勅書保有数を誇っていた。遼東進出直後の天命五・六年，ホホリ・フルガンを除く三人が相継いで病没したため，この二名を加えた新設の都堂職が任務を引き継ぐことになったようである[48]。また後者については，ボルジン＝ヒヤが天命一〇年に十ジャルグチに任じられたこと[49]，さらに天命年間（天命四年以前）に没したヘドゥンゲの後を従子ヤヒチャンが継承して十ジャルグチに任じられたこと[50]から推して，この制度が天命末年までは存置されたこと，欠員に対しては補充が行われ，従って在職経験者数は通算一〇人を越えた[51]ことなどが是認されてよかろう。

五大臣のうち，エイドゥ・ホホリ・フュンドンの三家が，前記の八大家に名を列ねる。十ジャルグチには直接八大家入りした家門はないが，ヘドゥンゲ・ヤヒチャン両ジャルグチは八大家の一つ，トゥハイ（康熙朝の名臣）一門と同地の同族である[52]。また，五大臣に比肩する勢力を有したヤングリ（クルカ部長家）の一門も，八大家に含まれる。ヤングリはホホリを最後に五大臣すべてが他界する天命九年に前後して，一等総兵官の世職を授与され，ハン・ベイレに次ぐ序列最高位の勲臣として器重された。これに対して，八大家に包含されなかった五大臣のフルガン，十ジャルグチのアランジュとバドゥリはいずれも称号アゲ（太祖卑属世代のウクスン男子を指称する）を帯びるが，これは三人が太祖の異姓養子であった[53]ことに由来する。シンナイ（シンネ）は十ジャルグチのアテダ（阿特達/阿特泰/阿八泰）を父にもつ。アテダはもと宗室疎族（覚羅）であったが，故あって族外に放逐され，ギョルチャ氏（小ギョロないし準ギョロを意味する）を名乗った人物と推定され[54]，その意味では範疇②に通ずる一面があった。マラヒとイェチェンはナジャルグチのシラバ一門ながら，太祖家と直接の通婚関係は確認されなかった。

十ジャルグチに準ずるとしておいたダルハン，イングルダイ，アサンはともにグサ＝エジェン就任者（三人の在職期間は各々，天命八年～崇徳六年；崇徳四年～順治四年；天聰八年～順治三年）である[55]と同時に，太祖家とも早期に通婚していた。イングルダイは若干活躍の時期が遅れるけれども，その従叔に総兵官ダインブ（天命八年陣没），同族には前出のアドゥン＝アゲ（太祖の姨表弟にして養子）がいた。このように，④に類別される専管権保有者は，婚姻関係や擬制的血縁を紐帯として太祖家と結合する，まさにアイシン国政権の基幹部分というべき建州系古参家臣の一党であって，その大多数が太祖に帰順した建州各「ゴロ，ゴロのアンバンら」（先引『満洲実録』）と重複したことも論を俟たない。

⑤は「攻戦をよくする」ロォサとウネゲ，「攻戦をよくし力を効して陣亡した」トゥルシ，「陣亡した」ムンタンがこの範疇に分類され，いずれ劣らぬ猛将たちであった。ロォサ・トゥルシはともにションコロ＝バトゥル（『初集』巻一四四・図魯什伝，同書巻一六三・労薩伝），ムンタンはトンド＝バトゥル（『初集』巻一六七・穆克譚伝，同旗分志［鑲藍Ⅰ5］条）と称された。蒙漢両語文に通暁したモンゴル系のウネゲはバクシ号を帯びた唯一の専管権保有者であったが，同人が保有者たり得たのは，「驍勇善戦，所至有功」（『初集』巻一七一・呉内格伝）との評があるごとく，やはりトゥルシら諸バトゥルに伍しても遜色ない武人であったからに他ならない。専管規模は最大のウネゲで一ニル，ロォサ・トゥルシが各百丁，ムンタンが五〇丁と，六類中，最も少ない。トゥルシとウネゲは敵国イェヘから来帰したが，ともに「ムクン・タタン表」〔m1-t11〕に現れるので，イェヘ国討滅（1619）以前の帰順であった。ロォサも太祖が万暦二六／1598年，武力で制圧したワルカ部アンチュラク路の出身であった。ムンタンはハダ国の属領であった建州北部ハンギャ路から太祖に投じたことが発端となって，一門が両勢力の抗争に巻きこまれ，その後の戦闘も併せてムンタンの兄弟からは八人もの戦死者を出している[56]。

⑥は以上の範疇のどれにも即座には類別できないものである。ホロホイおよびフッシャン・バトゥマ父子は列伝を有する[57]ものの，前者は出自ならびに天聰八年以前の活躍が不明であり，後者は専管権を付与された理由が記録からは読み取れない。ノムホン（「ムクン・タタン表」〔m3-t11〕のnomohon？）は『満文老档』「天命一一年勅書」に三等遊撃として登場するが，具体的な事跡は不明である[58]。ただ，ウンゲニ・フカチャ父子だけは出自・事跡ともに明瞭であり，ウンゲニの弟が前出東海ウェジ部の一アンバン，チョホノであった。

以上，専管権保有者に対して，初歩的な分析を試みた。その結果，⑥はさて措き，①太祖の庶出の近親や②宗室疎族といったハンの一門，⑤敵対勢力から太祖に投じ，ひたすら個人的軍功によって立身を遂げた猛将を除けば，③太祖の軍門に降る以前から太祖家と姻戚関係にあった旧海西三国の王家一門と，④五大臣・十ジャルグチを中心とし，婚姻関係や擬制的血縁を紐帯に太祖家と結合する建州古参の重臣一門とによってもっぱら占められたことが確認された。『初集』「旗分志」によれば，国初編立ニルは各旗平均約三〇個，計二三九個(59)に達するが，その内訳は建州女直（白山部を含むマンジュ五部）九三個，海西女直五三個（ハダ国一七個・ホイファ国四個・ウラ国八個・イェヘ国二四個），「野人」女直六一個（東海ワルカ部三一個・ウェジ部二〇個・フルハ部など一〇個），その他三二個となる(60)。この結果から種族（厳密には分布領域）別に見て，ニル数に占める専管ニルの比率が海西において突出して高く（就中，最も新参のイェヘ国人をもって編成したニル二四個中，旧イェヘ王族の専管ニルは三分の一を占めた），「野人」に著しく低い（№25・27）現象が容易に看取され，一層③の特異性を際立たせる。

ところで，太宗はハン位継承直後の天命一一／1626年九月，太祖の生前から自分とともに月番で政務を執ってきた三人の大ベイレ，ダイシャン・アミン・マングルタイの補佐を表向きの理由に，各旗に総管大臣（各一名，グサ＝エジェンをもって充当）・佐管大臣（各二名）・調遣大臣（各二名）――大臣の呼称は王先謙『九朝東華録』天聰朝巻一・天命一一年九月丁丑条の表記に依拠――を新設して議政に参与させ，もって三大ベイレに対する掣肘とハン権力の浸透を企図した。よって，これら四〇大臣は太宗政権初発段階の，各旗の最有力大臣というべく(61)，政権内部の勢力分布を窺うには恰好の傍証となし得る。四〇大臣を表示した〔表Ⅳ〕からも明らかなごとく，全体の七割二八名まではすべて〔表Ⅱ〕所載の人物と符合するか，それともその近親・同族である。この二八名を〔表Ⅲ〕の基準に即して分類すると，〔表Ⅴ〕のようになる。残余の一二名（表№下線）とて，たとえば№8・39のカングリ・カクドゥリ兄弟や，ガガイ＝ジャルグチ（万暦二七年刑死）を父にもつ№15，十ジャルグチの№18，グレ山の戦いに殊勲を立てたウリカンの長子で太祖に寵愛された№21らが含まれるように，もとより軽輩ではなかった。ただし，カングリ・カクドゥリ一党を除き太祖一門との通婚関係はなく，結果として専管権保有には至っていない。

〔表Ⅳ〕八旗総管大臣・佐管大臣・調遣大臣一覧表

№	種別	旗分	大臣名	世職	出　　自	№	種別	旗分	大臣名	世職	出　　自
1	総管	正黄	納穆泰	三副	Ⅱ№3三弟	21	佐管	鑲白	呉　拝	三遊	ウリカン長子
2	〃	鑲黄	達爾哈	三副	Ⅱ№9	22	〃	〃	薩穆什喀	三遊	Ⅱ№46兄
3	〃	正紅	額駙和碩図	一総	Ⅱ№15父	23	〃	正白	孟阿図	三副	Ⅱ№52弟
4	〃	鑲紅	侍衛博爾晋	三遊	Ⅱ№23・26同族	24	〃	〃	阿　山	三副	Ⅱ№51
5	〃	鑲藍	顧三台	三副	Ⅱ№28	25	調遣	正黄	巴布泰	三参	Ⅱ№2同母兄
6	〃	正藍	拖博輝	三副	Ⅱ№38父	26	〃	〃	巴奇蘭	一遊	
7	〃	鑲白	車爾格	三副	Ⅱ№40兄	27	〃	鑲黄	多　内	三遊	
8	〃	正白	喀克篤礼	三総	Ⅳ№39弟	28	〃	〃	楊　善	備禦	Ⅱ№12兄
9	佐管	正黄	拝尹図	一副	Ⅱ№1	29	〃	正紅	湯古代	三総	Ⅱ№19父
10	〃	〃	楞額礼	一総	Ⅱ№3次弟	30	〃	〃	察哈喇	三参	Ⅱ№9従兄

11	〃	鑲黄	伊　孫	三副	Ⅱ№12	31	〃	鑲紅	哈哈納	三参	Ⅱ№25兄
12	〃	〃	達朱戸(62)	三副		32	〃	〃	葉　臣	備禦	Ⅱ№26
13	〃	正紅	布爾吉	三副	Ⅱ№18兄	33	〃	鑲藍	孟　坦	三副	Ⅱ№30
14	〃	〃	葉克舒	三副		34	〃	〃	額孟格	三遊	
15	〃	鑲紅	呉　善	備禦	ガガイ長子	35	〃	正藍	昂阿喇	三副	Ⅱ№36
16	〃	〃	綽和諾	三遊	Ⅱ№25弟	36	〃	〃	色　勒	三遊	Ⅱ№34
17	〃	鑲藍	舒　賽	三副		37	〃	鑲白	図爾格	三総	Ⅱ№40
18	〃	〃	康喀頼	三参	十ジャルグチ	38	〃	〃	伊爾登	一遊	同上の弟
19	〃	正藍	屯布禄	二遊		39	〃	正白	康古礼	三総	Ⅳ№8兄
20	〃	〃	薩璧翰	？	Ⅱ№35	40	〃	〃	阿達海	一遊	Ⅱ№51弟

備考　世職は『黄字档』「天命一一年勅書」に依拠した（原文に塗抹削除が施されている場合は，それ以前の世職を復元した）。また，世職は最下位の備禦を除き，総兵官・副将・参将・遊撃は各々三等級に区分されるが，表ではたとえば三等副将を「三副」のように記した。

〔表Ⅴ〕総管大臣・佐管大臣・調遣大臣類別表

専管権保有者の類別		人　　名
① 太祖の庶出の近親	太祖庶子の系統	№25バブタイ・29タングダイ
	太祖庶弟の子	№9バイントゥ
② 傍系の宗室（＝後の覚羅）		№6トボホイ・13ブルギ・20サビガン・35アンガラ・36セレ
③ 旧海西三国の王族	イェヘ系	№5グサンタイ
④ 太祖時代以来の建州系勲旧大臣	「五大臣」の一党	№3ホショトゥ・7チェルゲイ・11イスン・22サムシカ・28ヤンシャン・37トゥルゲイ・38イルデン
	上に匹敵する元勲の一党	№1ナムタイ・10レンゲリ
	「十ジャルグチ」の一党	№4ボルジン・23ムンガトゥ・32イェチェン
	上に準ずる功臣	№2ダルハン・24アサン・30チャハラ・40アダハイ
⑤ 卓越した戦功をあげた猛将		№33ムンタン
⑥ 以上のどれにも属さないもの		№16チョホノ・31ハハナ

このように，太宗即位直後の段階にしてすでに，〔表Ⅱ〕所掲の専管権保有者と全般的に共通する分布傾向を看取し得る。まず〔表Ⅴ〕①′②′は当人がそのまま，ないしは子弟として〔表Ⅲ〕①②へ継承されている。さらに，⑤′にはムンタン，⑥′にはチョホノが姿を現し，ここにも⑤⑥へ向かう連続性が観察される。これらを除外すると，四〇大臣の一六人までが④′，すなわち太祖政権を支えた建州系最有力旗人諸家系から選定されたことになり，すべて④の範囲内に収まる。反面，③′はわずかイェヘ系のグサンタイ一例（しかも太宗直率の正黄旗ではなく鑲藍旗所属）にとどまり，③とは著しく様相を異にする。もっとも，すでに指摘のあるごとく，太宗はハン位継承時点で最も重厚な人的布陣を誇ったアジゲ・ドルゴン・ドド属下の両白旗（＝太祖期の旧両黄旗）に対して，そ

の首脳部（高級世職保持者）を革職して牽制を図っており，そのあおりを受けて天聰初年，三等総兵官アブタイ＝ナクチュ（ウラ国主マンタイの第三子，太祖大妃ウラ＝ナラ氏の弟）が失脚する[63]が，この点を考慮しても，③′が③に比して極度に少ないという形勢は覆すべくもない。

よって，旧海西三王家出身の旗人が際立って勢力を伸張させたのは天聰年間のことであり，ことにイェヘ系の進出はナンチュと「国舅」アシダルハン（〔表Ⅱ〕№7・48）が太宗の母族[64]，ゲバク（〔表Ⅱ〕№17）がダイシャン（正紅旗大ベイレ）の妻党，ラマ・フシブ（〔表Ⅱ〕№31・32）がアミン（鑲藍旗大ベイレ）の妻党，スナ（〔表Ⅱ〕№43［鑲白旗］）が太祖の女婿であった縁故と不可分の現象である。かくて，③旧海西三王家に関する限り，天命期に要職にあったグサンタイ（グサ＝エジェン・副将），ウルグダイ（都堂・総兵官），アブタイ（都堂・総兵官）を含め，その枢要性は血統門地の高貴さ，およびハン家との姻戚関係に依存し，専管権の付与も顕著な実績に対する行賞というより，姻戚への厚遇と把握すべきであろう[65]。その間の事情を窺うには，ゲバクの父ブルハングが「天聰八年，諸臣の功績を分別するに，布爾杭俄は軍功無しと雖ども，原と（葉赫西城）貝勒に係るを以って，准して勲臣と同等ならしめ，三等副将の世職を授く」（『初集』巻二〇六，察爾器伝）とされ，また天聰八年四月，旧ハダ・ウラ両国々主の正嫡に顕職に就いたものがいないとの理由から，白身のケシネ（〔表Ⅱ〕№33）と備禦のバヤン（〔表Ⅱ〕№44）を三等副将に特進させ[66]，同年末新たに両名のニルが専管化された二例を挙げればこと足りよう。同様に，③諸人による専管権獲得の時期が，最終的に確定を見た天聰八・九年を遠く遡るものではないことも推測に難くない。

以上，天命一一年と天聰八・九年における専管権保有者の顔ぶれを対比してみた。その結果，一貫して重臣を輩出し続けた建州勲旧諸家と，天聰年間にならないと大幅な勢力伸張の観察されない旧海西三王家との鮮明な対照性が浮き彫りとなった。別言すれば，太祖以来の建州勲旧諸家に旧海西三王家を加えた二つの頂点へと，異姓功臣集団が狭く収束してゆく過程が天聰年間に進行したわけである。

（4）〈ギラン〉と〈フレヘ〉から見た専管権

専管権が功績と罪過に即して与奪される，その意味ではハンの意思によって集権的に運用される特権的恩賞であることは，すでに第二章で指摘しておいた。さらに第三章では専管権保有者が最終的に，アイシン国の門閥的な権力エリートであるハン一門・建州勲旧諸家・旧海西三王家に収斂することを概観した。この二つの現象から総合的に判断するとき，たとえ外見上，アイシン国政権中枢部がハン家を頂点に戴く有力諸家系の連合体という相貌を呈したとしても，それはハン権力が譲歩した結果ではなく，むしろハン家との勲旧関係および姻戚関係に由来する寵遇であったことを見失ってはならないであろう。このことを崇徳八年七月に実施された採参人丁の賜与を通じて再度確認しておきたい。

崇徳六年，太宗は山海関突破の前途を扼してきた遼西の諸城を陥とし，翌年には弟の饒余貝勒アバタイに命じて第五次の華北寇掠を行い，山東方面を蹂躙しながら，流賊に動揺する北京を側面から威圧した。こうして入関への展望が大きく開けつつあった崇徳八年七月，病没直前の太宗はグサ＝エジェン以下諸大臣に対して「凡そ力を行間に戮し，勤敏素より著はれたる者は，その部下の人をして自行して採参せしむるを准す」（前引『太宗実録』）と諭し，一九人の功臣に対して採参人丁を

新たに「加賜」した[67]。この一九人を『実録』が列挙するまま表示し，これに各人の出自･家系を補筆したものが〔表VI〕であり，見るとおり顔ぶれは第一次・二次分定の範囲を越えない。

〔表VI〕崇徳八年七月の人参採取権の加賜対象と人丁数

№	加賜対象	壮丁／ニル	出自・家系	№	加賜対象	壮丁／ニル	出自・家系
1	鰲　拝	五九丁	フュンドン従子，II№5の子	11	烏爾式侍衛	三二丁	エイドゥ九子図爾席の長子
2	伊爾登	三七〃	エイドゥ一〇子	12	図　頼	二七〃	フュンドン七子
3	車爾格	五九〃	エイドゥ三子	13	譚　布	一四〃	ヤングリ弟
4	格格里侍衛	三四〃	エイドゥ一三子朝哈爾の長子	14	英俄爾岱	一〇〇〃	＝II№47
5	索　渾	二七〃	エイドゥ一五子	15	頼慕布	五〇〃	太祖一三子（庶子）
6	岳　貝	三二〃	エイドゥ六子達隆阿の三子	16	諾穆洪	二八〃	＝II№29
7	敖　特	四三〃	エイドゥ一一子，表II№42	17	馬克図	三六〃	カクドゥリ次兄アングの子
8	厄　参	二三〃	エイドゥ一二子	18	董鄂公主	一ニル	＝II№16
9	董什庫	六一〃	エイドゥ長子班什の長子	19	哲爾本	一ニル	ホホリ四子ホショトゥの子
10	達都護侍衛	四三〃	エイドゥ四子阿達海二子？				

新規に加賜された採参人丁のうち，№16・18・19については，そこへ至る経緯に上田氏が論及しており，つぎの二点を指摘する。まず第一に，№18・19のニル二個は元来ドンゴ公主（〔表II〕№16ホホリ正妻）属下の専管ニルであったが，一旦ドゥレイ（ホホリ五子）の領有に帰した後，崇徳四年に同人が不肖を理由にグサ＝エジェンを革職されると同時に没収され，本旗の礼親王ダイシャンに預け置かれた。同八年，ドゥレイが復職するのに伴い，ドンゴ公主とジェルベン（ホホリ四子ホショトゥの次子）に一ニルづつが再発給されたという。第二に，同じく専管ニル一個を領有していた№16ノムホン（〔表II〕№29）は，崇徳七年，密貿易のかどでニルを没収され，一旦本旗の鄭親王ジルガランに預け置かれた後，翌年採参人丁二八名のみの再発給を受けたとされている[68]。ちなみに，№17マクトゥの三六丁は，№16と№18・19の間に挟まれる表中の位置関係から推して，没収専管権の部分的再発給に相違なく，よって前述したカクドゥリの従子マクトゥ（次兄アングの子）に同定しておいて支障ないであろう。

結局，真の加賜対象というべきは，再発給分の№16・17・18・19と新規発給分の№15ラインブ（太祖庶子）を除外した一四人である。これらのほとんどがフュンドン・エイドゥ・ヤングリらの一門で占められるから，採参人丁の加賜はいずれも旧来の功臣諸家に対する人参採取権の加増と把握すべきものであったが，エイドゥ家が加増対象一四名中の，実に一〇名を占めた点ではなはだ特異な色彩を帯びる。すなわち，〔表VI〕所掲の№2～9および№11に，既出の〔表II〕№40・41・42を加えると，エイドゥ諸子中，後嗣を残さぬまま早世もしくは陣没した五子（次子達啓・四子韓岱・七子瑁海・一四子格爾特・一七子索索渾費揚古）を除く諸系統がほぼ網羅される[69]。加えて，№10達都護侍衛を，〔表II・VI〕からひとり名を逸するエイドゥ五子阿達海の次子達達海（三等侍衛）その人に同定してよいなら，ここにエイドゥ諸子の系統が余さず出揃うことになる。

かくも手厚い寵遇の背後には，つぎのような事情があった。太祖の没後，エイドゥ家の三個ニルは鑲白旗旗王アジゲ・ドルゴン兄弟を主筋としたが，崇徳四年にアジゲと反目し，鑲白旗を離脱し

て太宗配下の鑲黄旗に身を寄せた[70]。太宗（最初の正妻はエイドゥの女）にしてみれば，太祖最古参の勲旧エイドゥ家が，両黄旗所属のフュンドン・ヤングリ両家同様，自己の直臣団に参入したことは，もとより重賞をもって報いるべき大いなる功労であったはずである。また，同家の三名（№4・10・11）がハン近侍の侍衛であったことを斟酌しても，加増の動機は側近家臣の功労に対する恩賞以外にあり得ない。してみると，その社会的帰属をアンバン層に還元し得ないからといって，エイドゥ家による専管権保有を例外視する理由にならないことはもはや明らかであろう。問うべきはむしろ，門閥的な権力エリートとしてエイドゥ家が他の建州勲旧諸家とともに共有した，その基盤なのであり，従ってハン一門・建州勲旧諸家・旧海西三王家を権力エリートとして統一的に解釈し得るような，より包括的な論理，ないしは説明原理を提示する必要がある。

そこで筆者はあらためて，マンジュ/アイシン国政権の中枢人事を左右した〈ギラン〉と〈フレヘ〉という，二つの基本原理に着目したい。この二語は『満文老档』万暦四三年一二月条に見えるが，同条は太祖のゲンギェン＝ハン即位記事の直前に位置し，その全文が太祖の傑出した政治的軍事的手腕，為政者としての徳性をまとめて顕彰する意図に貫かれている。その一節に，太祖が門閥主義的人事の手直しと賢才の推挙登用を期して

> 「諸大臣は自分等のニャマン・フンチヒン niyaman hůncihin［uruq töröl/親戚］をさし措いて他の不適当な人をどうして登用しようかなどと考えるな。フレヘ fulehe［iǰaγur /根基］を見るな。心の正しく寛いのを見て登用したいのだ。ギラン giran［töröl/仕族］を見るな。徳を見て大臣としたいのだ。……」（［ / ］内は蒙文・漢文『満洲実録』の該当部分）

と訓戒した発言がある[71]。太祖の公正な態度を強調する『老档』編者の意図とは裏腹に，この文章は血縁と姻縁によって結合する門閥エリート集団が，当時すでに揺るぎない地位を確立し，ギランとフレヘを抜きにしてマンジュ国/アイシン国政権の中枢人事は語り得なかったことを示唆する。

ところで，ギラン（原義は骨，骸骨）とは，モンゴル語における対応語のヤスン yasun（骨）が転じて父系血統，および父系血統を共有する同族集団（töröl）を意味したように，家格門地の高下を決定する，生得的で変更不能な「血統」「出自」を含意した[72]。フレヘ（原義は根）は，同じくモンゴル語のイジャグル iǰaγur（根，根源，出自）に対応する。イジャグルは元朝期に「根脚」と漢訳され，ハンから恩顧を蒙るに足るモンゴル朝廷との「由緒（ある結びつき）」「譜代関係」「勲旧関係」を意味した[73]。前者に比して後者はやや把握しづらい側面もあるので，適切な実例に即して説明を補足しておく。時期的には天命七年二月まで降るが，リンダン＝ハーンに反旗を翻し，チャハル部から離脱して太祖を「慕って来た」ウルト部（チャハル部を構成する一オトク）の諸王が，満文史料に現れる最も明快な事例である。太祖はモンゴル諸部に先駆けて挙部来帰した功労を多として，ウルト部の「諸王を如何なる罪 weile でも，我等の八王自身と同様にせよ。何か死罪を犯しても死なせず，故地に送れ」[74] と命じた。この特権こそは，チンギス統ボルジギット氏の高貴なギラン（出自）をもつウルト部諸王が，「こちらで縁組してフレヘ（由緒ある勲旧の家柄）となりたい」[75] と来帰した，まさにそのフレヘから生じた恩遇に他ならない。

来帰直後，太祖がウルト部諸王に対して「我が諸王と縁組し，娘を遣り嫁を娶って交わる」[76] がよいとして，縁組相手（サドゥン sadun＝相互に通婚しあう姻戚）を指定した際，ドルジ（備禦）は父ミンガン（三等総兵官），アンクン（遊撃）・バンディ二兄とともにドゥイチ＝ベイレ（ホンタイジ）のサドゥンと定められ[77]，また自らは太祖期にアゲ（この場合も太祖養子の称号），太宗期にエフ（婿）と称された[78]。ドルジ一門が「太宗眷顧の旧臣」[79] と呼ばれた所以であって，来帰と通婚がフレヘ

の基盤をなし，さらにこのフレヘが「眷顧」の裏づけとなった経緯をよく物語る。ドルジ＝エフは天聰六年，「ハンの面前で二度腰刀を執」るという，まかり間違えば命取りにもなりかねない酔余の乱行を主な理由に「備禦の職を革めていたが，国が平和な時に慕ってきた功gungによって革めるのをやめ」(80)，百両の罰銀（tanggů yan i weile）に減刑されたように，漢語起源の「グン」（gung＜功）(81) とは，かかるフレヘを受け皿として累積され，「罪」によって控除される個々具体的な功績を指す概念でもあった。

また，同じく来帰の功績といっても，その自発性の程度により大差があった。『太宗実録』天聰五年六月癸亥条所載の，モンゴル諸部を対象とする太宗親定の「功臣襲職例」に，

> 凡そ他国の諸貝勒，挙国来帰するに，本国に事無き時に当たりて，傾心向化して来帰する者有り。或いは陣亡し，或いは病故するも，その功は均し。子孫世襲して替はる罔し。身，禍患に迫られて已むを得ずして来帰する者有り。陣亡すれば，五次を准す。病故すれば，三次を襲がしむるを准す。

と規定するように，「本国に事無き（＝平和な）時に当たりて，傾心向化して来帰する者」と「身，禍患に迫られて已むを得ずして来帰する者」とでは格づけに雲泥の差があり，また後者においては「陣亡」が「病故」より高く評価された。「功臣襲職例」は太宗親定とはいえ，太祖期以来の慣行を，モンゴル諸部を対象に明文化したものと考えられる。というのも，前引チョホノの叙功記事にすでに，「喜んで来た」（「命を聞きて欣然として帰附す」）と「泣いて来た」（「力敵せず窮蹙するを以って来帰す」）とを対置させる表記が見えるからである。加えて，「喜んで来た」チョホノに特に専管権が付与された事実は，それが「泣いて来た」ものにも安堵され得るニルの永管権とは異なる，優れたフレヘを有するものの特権であったことを明示する。そういえば，ワルカ部のアンバン中、九人だけが勅書を付与されたのも，「本地を棄てて慕って来た」フレヘの賜物であったと考えられるが，しかしそれがギブカダを除き，専管権の付与につながるほどのフレヘでなかったことも看過すべきではあるまい。恐らく，ギブカダもチョホノ同様「喜んで来た」か，それに類する一層評価の高いフレヘをもっていたのであろう。

要約しよう。まず，〔表Ⅲ〕に掲げた①太祖の庶出の近親と②傍系の宗室が専管権を保有した主因を，ハンと同一の尊貴なギラン（血統）の共有に帰すべきは言を俟ない。ただ，②は血縁が疎遠なだけ，現実の「功」が占める比重は①よりも大きかった。これらを除いて，専管権保有者の大部分を占める③と④は，ギランとフレヘ（来帰の先後と自発性，忠勤の大小）の組合わせにおいて対蹠的な位置に立つ。③旧海西三王家はハンを凌ぐジュシェン人最高のギランを誇り，ために太祖家の姻戚として尊重され，④に比べて格段に引けを取るフレヘを少なからず補完した。逆に④建州勲旧諸家はギランこそ前者に譲るが，フレヘにおいてはるかに優越した。太祖挙兵前から近侍し功労を積んだという最大のフレヘと，零落したとはいえ，もとアンバン層に属し，名門ニュフル氏のギランをもつエイドゥが専管権を認定されたのも，蓋し当然の帰結であったといえよう。

その反面，アン＝フィヤングが「ムクン・タタン表」において少なからぬ勅書を配分され，エイドゥに匹敵するフレヘをもちながら，五大臣中，唯一専管権を認定されなかった要因は，太祖家累代の家僕（家内奴隷）出身というギランの低さにある。その姓氏ギョルチャとは，先にふれた太祖のアイシン＝ギョロ一門から放逐された同族成員の他に，太祖家に隷属する非血縁下級成員をも包括する範疇標識であった(82)。結局，一六世紀後半に流動化の頂点を迎えたジュシェン人の社会秩序が，太祖の覇権確立に伴って収拾と安定に向かうなかでギランの発言力が増大したため，太祖政権

の草創期には容認された家僕出身者の大臣登用も，やがて異例権宜の措置と看做されざるを得なかったのであろう。

このように専管権は，ギランの高下とフレへの大小を勘案して，最終的に決定を見たものである。勢い専管権は建州諸路に盤踞し，それだけ来帰も早く功労多大な家臣たち，ならびに敗北滅亡のすえ，遅れて帰服したものの，ハン家の姻戚としてかねて名望を誇る海西諸王家に集中する結果になったが，それはかれらが首長層に属したがゆえに，固有の特権として安堵されたのではなく，飽くまでハンが恩賞として授与した特権であったことを見落とすべきではない。

結びに代えて

ここまでの論述を要約して結語に代えておきたい。

①まず第一章では，専管権＝首長権力の継承とする従来の仮説に対して，「ムクン・タタン表」勅書を保有したアンバンにして，最終的に専管権を保有したのはごく一部にとどまることから，一定の選別原理に起因する限定性が想定されるとの提起を行い，

②第二章では，具体的な実例を挙げながら，専管権が旧首長層固有の領民支配権とは別個の，ハンによって与奪される特権であり，「功」（gung）と「罪」（weile）に伴う授与と剥奪による変動を重ね，天聰九年の最終的な分定に至ったことを推論した。

③第三章では，天命一一年の各旗有力大臣と天聰八・九年の専管権保有者を対照した結果，一貫して重臣を輩出した建州勲旧諸家と，天聰年間になって大幅な勢力伸張を見せる旧海西三王家の二つの頂点へと，異姓功臣集団が狭く収斂することを指摘し，

④第四章では，その背景に家格門地の高下を決定する〈ギラン〉と，ハンから蒙る恩顧の大小を左右する〈フレへ〉を選別原理＝準則とする専管権の認定があったこと，それゆえ専管権＝首長権力の継承という仮説は成立の根拠を失うことを論じた。

上記四点に鑑みて，アイシン国政権を功臣＝専管権保有者がハンと同じ首長層として並び立つ連合体とする見解に対して，筆者は二つの側面で懐疑的たらざるを得ない。第一に語の真の意味で「首長層が並び立つ」連合体が実在したとすれば，太祖が挙兵して間もない，君主権未確立の政権草創期に限定されるであろうこと，第二にアイシン国政権の「連合体」的性格は否定できないにせよ，その構成要素は首長層ではなく，それを包摂するどこまでも〈ギラン〉と〈フレへ〉において卓越する有力功臣諸家であったこと，この二点である。

なお，最後に，本稿で「内ニル」に関する論及をあえて避けたことを付言しておかねばならない。なぜなら，〔表Ⅱ〕に見るとおり，内ニルから専管ニルに転じたか，内ニルを暫定的に専管ニルと認定した例が相当数あるが，この内ニルがボォイ＝ニルの謂であり，そしてボォイ＝ニルが従来いわれるようにハン・ベイレの私属民だとすると，そのなかに高名な功臣たちが多数含まれた事実をどう説明するか，という難問に直面するからである。この問題は内ニルとボォイ＝ニルの性質究明を通じてしか肉薄し得ない以上，本稿での論及はひとまず断念し，今後の課題として別稿に期したい。

〔注〕

（1）専管ニル関連の主要な専論としては，阿南惟敬「天聰九年専管ニル分定に関する新研究（上）（下）」

（『清初軍事史論考』一九八〇）があるが，関心を専管大臣の人名比定と旗属の変化に集中させ，専管権の性格・内容には分析を加えていない。

（２）杜家驥『清皇族与国政関係研究』一九九八，頁五四・頁五八～五九・頁六一～六三。

（３）張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』一九八八，頁一九四～一九七。

（４）上田裕之「清初の人参採取とハン・王公・功臣――人参採取権保有を中心に――」（『社会文化史学』四三，二〇〇二）［頁一七～四〇］。

（５）（６）（７）（８）満文老档研究会訳注『満文老档Ⅰ・太祖１』頁六四四～六四五，頁六五三。

（９）松浦茂「天命年間の世職制度について」（『東洋史研究』四二－四，一九八四）頁一一一～一一三。

（10）三田村泰助「ムクン・タタン制の研究――満洲社会の基礎的構造としての――」（『清朝前史の研究』一九七二所収）。

（11）前掲上田論文，頁三三。

（12）今西春秋訳注『満和蒙和対訳満洲実録』一九九二，頁五六。ここで引用した満文の和訳は，行論の便宜上，拙訳を用いた。またアンバンの概念に関しては，前掲三田村論文，頁一九三～二〇一も参照ありたい。

（13）前掲三田村論文，頁一二二，頁一八三～一八六，頁二〇八～二〇九。建州系大臣としては，エイドゥ・フュンドン・ホホリ・フルガン・アン＝フィヤングの五大臣，フュンドン六弟ババン，フルガン弟ジャンギャ，エルデニ＝バクシ，ウネゲ＝バクシらが確認できる他，筆者としてはdumbai（m1-t5：フチャ氏ブンコリの長子？），yangšu（m1-t9→〔表Ⅱ〕№9），adun hiya（m1-t11→〔表Ⅱ〕№47），nomohon（m3-t11→〔表Ⅱ〕№29？），baduri（m3-t12→〔表Ⅱ〕№52）［m＝mukůn/t＝tatan］その他を追加し得ると考えるが，それにしても結果は捗々しいというにはほど遠い。というのも，多くの場合，人名の合致以外に主たる比定の根拠が存在せず，しかもそれが必ずしも決め手にならないからである。たとえば，三田村氏自身，タングダイ（m3-t10）・アバタイ（m3-t12）・バブタイ（m2-t9）を太祖庶子と見ることに関して，太祖嫡子のマングルタイ・ホンタイジさえ「ムクン・タタン表」に著録されないのに，これらをさしおいて勅書配分に与かるのは不合理として，同名異人である可能性を否定しない（三田村論文，頁一二二）。

（14）太祖の長子チュイェンと次子ダイシャンは，万暦四一/1613年時点で各々勅書八〇道を分与されていた（『満文老档Ⅰ・太祖１』頁三一）が，「ムクン・タタン表」所載の配当勅書は前者三九道，後者四〇道であるから，その差し引き分は建州五百道内に存在したはずである。これを斟酌すれば，「ムクン・タタン表」に不在の建州系主要大臣は，もっぱら建州五百道内だけに勅書を配当されていたと推定される。

（15）拙稿「明末のワルカ部女直とその集団構造について」（『立命館文学』五六二，一九九九）の〔表B〕（頁七三～七六）参照。なお，ワルカ部系のニルは計二九個を数えるが，そのうち一個は「来帰年分無考」，二個は一旦朝鮮に帰化した後，太宗の第二次朝鮮侵入（崇徳元年）に際して清政権に帰附したものであるから，これを除外すると二六個になる。太祖とウラ国によるワルカ部収服の過程については，上記の拙稿ならびに徐炳国『宣祖時代女直交渉史研究』一九七〇に関連の叙述がある。

（16）同上拙稿，頁七三～七五。

（17）（18）同上，頁七八～七九。

（19）『満文老档Ⅲ・太祖３』頁一〇一九，『旧満州档（四）』所収「黄字档」頁一九八一。

（20）『満文老档Ⅰ・太祖１』頁三九一～三九二，頁七五一～七五二。

（21）『満文老档Ⅱ・太祖２』頁四八三～四八四，頁七四五～七四七。

（22）『清太宗実録』天聰三年八月戊辰条，『満文老档Ⅰ・太祖１』頁三三一，『満文老档Ⅱ・太祖２』頁四八四，『満和蒙和対訳満洲実録』頁二五九～二六二。なお，ヤスンのバトゥル号保有に関しては，『初集』巻一五三・呉拝伝に「雅孫巴図魯」の明文がある。

（23）『満和蒙和対訳満洲実録』頁一〇五，『初集』巻一五二・康果礼額駙伝。

（24）閻崇年「努爾哈赤入京進貢考」（『清史研究通訊』一九八三－二）によれば，太祖の進貢は万暦四三年の第九次を最後とするが，これのみ太祖自身の参加はなく，大針による代貢であり，進貢者数もわずか一五名に過ぎなかった。

（25）『満文老档Ⅴ・太宗２』頁六三六。

（26）前掲上田論文，頁二五～二六。

(27)「功」の対概念たる「罪」の代表的な用例としては，エイドゥに関する「エイドゥ＝バトゥルは法官が死罪wara weileに擬してハンに告げたが，ハンはエイドゥの旧功fe gungを繹ね語り合って殺すのをやめて云々」(『満文老档Ⅰ・太祖１』頁二四九［天命五年八月二一日条］)，三等参将ユンシュンに関する「錦州の兵を避け，自分のニルの負傷者を棄て，また最初大罪amba weileを得たものであったので，家産を没収し，王に奴隷として与えた」(『満文老档Ⅴ・太宗２』頁七一九［天聰六年二月二九日条］)，正紅旗旗王ダイシャンに関する「正紅旗の諸王は功gungのある者を陞せたり，罪weileのある者を降したりする時には必ず（正紅）旗に偏頗である」(東洋文庫清代史研究室訳注『旧満洲档・天聰九年Ⅱ』一九七五，頁二八八［九月二五日条］) などがある。また張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』頁五四九～五五一も見よ。

(28)『初集』巻一五九・吉布喀達伝，『満文老档Ⅰ・太祖１』頁二六六。

(29)『初集』旗分志［鑲白Ⅰ11］条。

(30)『満文老档Ⅰ・太祖１』頁二六六。

(31)『旧満洲档（四)』所収「黄字档」，頁一九六一。

(32) 細谷良夫「『満文原档』『黄字档』について」(『東洋史研究』四九－四，一九九一）は，「『老档』が天命一一年五月の档冊としている「黄字档」は，天命一〇年八月に書写された可能性のある档冊に，それ以後，天聰三年八月に及ぶ間に加えられた「塗改」と「削除」の結果を記すものであり，天命一一年五月ではなく天聰三年八月の勅書所有者の状況を記録したもの」(頁四一）と結論する。

(33) 阿南惟敬「清初固山額真年表考」(『清初軍事史論考』一九八〇所収）頁二五五～二五六，および『満洲名臣伝』巻八・喀克都哩伝。なお，『初集』巻一五二・喀克篤礼伝は没年を天聰六年に誤っている。

(34) 東洋文庫清代史研究室訳注『旧満洲档・天聰九年Ⅰ』一九七二，頁八一～八二，および『初集』旗分志［正白Ⅰ13/15］条。

(35)『清太宗実録』天聰八年四月辛酉条。

(36)『満文老档Ⅵ・太宗３』頁八八八。

(37) 同上，頁九五八。

(38) 永管権については張晋藩・郭成康前掲書，頁一九四～一九五参照。ニル管轄権の返還をいくつか例示すると，アンガラ（〔表Ⅱ〕№36）が天聰九年，ハン位簒奪の謀議に関わったとして誅殺されたのに，ニル＝エジェンは二代にわたり異姓のものが立てられた後，アンガラ一門に返還された事実がある（細谷良夫「八旗覚羅佐領考」『星博士退官記念中国史論集』一九七八，頁三五二～三五五)。また，前注（32）のユンシュンは大罪によって「王に奴隷として与えた」，つまり「辛者庫sin jekuに没入し，貝勒の家に給」(『初集』巻一六二，雍舜伝）され，「自分のニル」を失ったはずである。ところが，『初集』旗分志［鑲紅Ⅱ8］条によると，雍舜が領有したニルのニル＝エジェンは初代喀爾胡吉（雍舜の弟）→二代塔力（雍舜の子）→三代楽占（喀爾胡吉の弟）［以下略］という承襲順序になっており，なぜかユンシュンの名を逸する（喀爾胡吉以前の任か）けれども，ニルの管轄権は一貫して雍舜一門に掌握され続けた。さらに，バイチュカ（〔表Ⅰ〕№4）のニルの場合，バイチュカからニル＝エジェンを継いだ長子ジャンチュカが陣亡した後，「違令の罪有るに因って，（占諸哈の妻子と）家産を籍没して包衣牛彔（booi［sin jeku］niru）に入らしめ」たものの，「その所管の牛彔は族子満帯を以って署理せしめ」てニル管轄権を一門の手にとどめ，さらにその満帯が無能を理由に革職されると，「仍ほ拝諸哈を以って牛彔を管理せしめ」(『初集』巻二〇八，拝諸哈伝）ている。

(39)『清太宗実録』天聰八年一二月丙申条，同九年正月癸酉条。『旧満洲档・天聰九年Ⅰ』，頁四〇～四二。

(40) 前掲阿南論文「天聰九年専管ニル分定に関する新研究（上)」，および安部健夫「八旗満洲ニルの研究」(『清代史の研究』一九七一）頁二九三～二九六の比定を基礎に，杉山清彦「清初正藍旗考――姻戚関係からみた旗王権力の基礎構造――」(『史学雑誌』一〇七－七，一九九八)，同「清初八旗における最有力軍団――太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ――」(『内陸アジア史研究』一六，二〇〇一)，同「八旗旗王制の成立」(『東洋学報』八三－一，二〇〇一）などの成果，ならびに筆者の私見を加味して補訂。

(41) 張晋藩・郭成康前掲書，頁一九五～一九六参照。

(42) ここでは煩瑣を避けて，あえて庶弟の系統と表現したけれども，バイントゥ（〔表Ⅱ〕№1）の父バヤラ（ジョリクトゥ＝エチケ）は正確には，太祖の父タクシの継娶夫人jai fujinが生んだ子にあたる。継娶夫人の所出は庶夫人buya fujin（妾）のそれ，つまり庶出とは違い，嫡出に準じて待遇されたようである。

バイントゥが三.五個もの専管ニルを賜与され，非嫡出としては破格の厚遇を受けたのはこのためである。杜家驥前掲書頁五一〜五二も参照。

(43)『旧満洲档・天聰九年Ⅰ』頁四二〜四三。

(44) 前掲細谷論文「八旗覚羅佐領考」頁三三九〜三四〇。

(45) 同上，および今西春秋訳『満和蒙和対訳満洲実録』一九九二，頁二四〜三七。『満洲実録』によれば，反ヌルハチの急先鋒がソォチャンガの第四子ロンドンであった。

(46)『清朝文献通考』巻二四五（帝系考七・皇族・覚羅）によって，五祖の孫輩（太祖と同世代）・曾孫輩の官職保有者——児輩には皆無——を列挙すると以下のとおりであって，ソォチャンガ系の優勢は歴然としている。

五　祖	孫　輩	曾　孫　輩
長祖デシク系		大学士伊図・太子少保都統伊勒們（ともに表Ⅱ№21の弟）
二祖リォチャン系		都統穆哈廉（表Ⅱ№35の兄）・尚書薩璧翰（表Ⅱ№35）
三祖ソォチャンガ系	副都統卦勒察（表Ⅱ№10の父）・都統託博輝（表Ⅱ№38の父）	副都統商鑑・太子太保郎球（表Ⅱ№57の弟）・副都統布爾吉・副都統雅布海・副都統巴布頼（三人とも表Ⅱ№18の兄弟）・大学士兼太子太師都統巴哈納（表Ⅱ№10）
四祖ギョチャンガ（長子リドゥン＝バトゥル系）		二等子兼内大臣塞勒（表Ⅱ№34）
五祖ボォランガ系		三等男拝三・一等男穆成格・二等男武英殿大学士勒徳渾
六祖ボォシ系		護軍統領譚済布

(47)『嘯亭雑録』巻一〇，「八大家」条。この記事によると，「輝発氏阿蘭泰之後」が八大家のひとつに数えられているが，ホイファ＝ナラ氏にはアランタイなる著名な人物は見当たらない。あるいはサイン＝ネイェン地方フチャ氏のアランタイ（『初集』巻一八六・本伝，『通譜』巻二七・殷達瑚斉伝）の誤伝でもあろうか，後考に待つ。

(48) 松浦茂『清の太祖ヌルハチ』一九九五，頁二四〇〜二四三。

(49)『初集』巻一六二，博爾晋轄伝。

(50)『初集』巻一四三，雅希禅扎爾固斉伝。同伝によると，ヘドゥンゲの没後，弟のニマチャンが兄の一等副将を継ぎ，その後ジャイフィヤン・シャンギャン＝ハダの戦闘に従軍したといい，ニマチャンの子ヤヒチャンは伯父のジャルグチ職を継いでから，ジャイフィヤン・シャンギャン＝ハダの戦闘に従軍したとある。二つともサルフ戦役を構成する重要な戦場であるから，ヘドゥンゲの没年は天命四年以前と見てよい。

(51) 劉小萌『満族従部落到国家的発展』二〇〇一（旧版『満族的部落与国家』一九九五），頁一四七・脚注③に『通譜』『初集』を典拠としてジャルグチ一八名が列挙されている。筆者の検索ではもう四名を加え得るが，そのなかで『通譜』『初集』『満洲名臣伝』に「十ジャルグチ」と明記があるのは，シラバ（1593年没），ヘドゥンゲ，ヤヒチャン，アランジュ（十ジャルグチ筆頭，1608年没），カラ，バドゥリ，ヤフ，ボルジン，アバタイ［＝アテダ］（1609年没），カンカライ一〇名であり，フュンドンはアンバ＝ジャルグチとして全体を統括したようである。（　）内に没年を記入したものは『満洲実録』が五大臣・十ジャルグチを設置したとする一六一五年以前の死者である。

(52) 拙稿「明代建州女直マギャ・ハラ考」（『立命館文学』五五四，一九九八）頁五九。

(53) 拙稿「清朝入関前の〈アゲ〉ageについて——天命期を中心に——」（『立命館文学』五八二，二〇〇四）頁一七〜二三。〔表Ⅱ〕№33ケシネの父エセンデリと，№7ナンチュの父デルゲルもアゲ号の保有者であったが，これはハダ・イェヘ両国の征服後，その部衆の吸収統合を促すための懐柔策であり，子飼いの建州系家臣に対する寵遇とは趣旨を異にしたと考えられる（同上拙稿，頁二二〜二三）。

(54) 拙稿「満族ギョルチャ・ハラ考」（『立命館文学』五四四，一九九六）頁一八九〜一九〇，頁一九四〜一九五。

(55) 在職期間は阿南惟敬「清初固山額真年表考」，および「八旗通志管旗大臣年表『鑲白旗』考」（ともに『清初軍事史論考』一九八〇所収）による。

(56)『満文老档Ⅴ・太宗２』頁六三五～六三六。

(57) ホロホイについては『清史列伝』巻四・何洛会伝，フッシャン・バトゥマ父子については『満文老档Ⅰ・太祖１』頁二八七，「天命一一年勅書」(『満文老档Ⅲ・太祖３』頁一〇〇一)，『通譜』巻六と『初集』巻二二六の布噶伝，中国第一歴史档案館編『清初内国史院満文档案訳編（上)』天聰八年三月二七日条（頁七二)，『清太宗実録』崇徳四年六月壬辰条，『初集』旗分志［正藍Ⅳ15］条を参照。

(58)『満文老档Ⅲ・太祖３』頁一〇三四～一〇三五，『旧満洲档（四)』頁一九九八。表Ⅱ No. 29にも示しておいたように，ノムホンはタクシ末弟タチャ＝フィヤングの孫と推定されるが，確証を欠く。

(59) 松浦茂「ヌルハチ（清太祖）の徙民政策」(『東洋学報』六七－三・四，一九八六）の，国初ニルを地域別に分類した〔表３〕（頁一七）によれば，国初編立ニルは二三九個が確認される。なお，劉小萌『満族従部落到国家的発展』二〇〇一所載の「八旗満洲国初牛彔源流表」（頁一九二～二一一）は，各ニルを逐一『初集』と『通譜』の列伝に検索対照して，一三個を除く大多数の来歴を確定している。

(60) 前注「ヌルハチ（清太祖）の徙民政策」〔表３〕に同じ。松浦氏は前掲『清の太祖ヌルハチ』頁一六七でも，国初ニルの地域別分類表を掲げているが，地域別ニル数に若干の改変が見られる。ただし，改めた根拠は明示されていないので，さしあたり「徙民政策」の数値に従っておく。ちなみにワルカ部人をもって編成したニル数を松浦氏は三一個と計数し，筆者の二六個とはやや開きがあるが，その理由については註（15）の拙稿を参照されたい。

(61) 陳文石「清太宗時期的重要政治措施」(『明清政治社会史論』下冊，一九九一）頁四三八。

(62) 達朱戸は『通譜』巻三三・リギャ氏条の「十六大臣の列に預か」った達珠瑚（正白→鑲紅）に同定し得るが，他にジョォギャ氏（巻三一）とフッンギャ氏（巻三三）にも同名の人物が著録される。後二者は旗属（正藍）・事跡・系譜関係から判断して同一人物であり，『初集』巻一六五収録の達諸護（姓氏は不明ながら，「十六大臣」と明記される）とも旗属・事跡が一致する。リギャ氏のダジュフとの混同は確実であるが，いずれを取るべきか，しばらく判断を保留しておく。

(63) 前掲細谷論文「『満文原档』『黄字档』について――その塗改の検討――」頁三二，同「布山総兵官考」(『清朝と東アジア――神田信夫先生古稀記念論集――』一九九二）頁三四，ならびにとりわけ前掲杉山論文「清初八旗における最有力軍団――太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ――」頁二八参照。

　天聰初年に革職された両白旗の総兵官には，アブタイ以外にバドゥリ・ブサン（アドゥン弟)・トゥルゲイがいる。しかし，トゥルゲイとバドゥリ弟ムンガトゥはそれぞれ調遣大臣と佐管大臣に名を列ねているので，総管等四〇大臣の選任時点において，アブタイがナクチュ（国舅）たる名望以上に，三等総兵官に相応しい実力と実績を評価されていたとは考えづらい。注（65）も参照のこと。

(64)「国舅」「舅舅」（満文nakcu）は，天聰六年に至って太宗からアシダルハン（太宗生母の再従兄弟）に賜与された称号である（『通譜』巻二二，『初集』巻一五四の本伝)。太宗「諸舅」の列に入る人物（フシブ・グサンタイも系譜上，太宗生母の再従兄弟にあたる）のなかで，アシダルハンだけがナクチュの号を賜与されたのは「故旧の大臣に係るを以って，常に随侍せしめ」(『太宗実録』崇徳六年九月戊寅条）たからであろうが，それによって太宗がことさら母族待遇を与えようとした意図を認めることができる。なお，イェヘ＝ナラ氏の系譜関係は，薛柏成『葉赫那拉氏家族史研究』二〇〇五の付録一「部分葉赫那拉氏族譜及世系図」に詳しい。

(65) もっとも，天命八年二月七日に太祖が任じた都堂八人，すなわちウルグダイ・アブタイ＝ナクチュ・ヤングリ・ドビ＝エチケ（＝〔表Ⅱ〕№18の父）・ジョリクトゥ＝エチケ（＝〔表Ⅱ〕№1の父バヤラ）・イェヘのスバハイ・アシダルハン・ボイトホイのうち，ウルグダイ（ハダ）・アブタイ（ウラ）・スバハイ・アシダルハン（ともにイェヘ）は海西三王家に属し，ボイトホイ（貝托和）は旧イェヘ国の重臣であったバイスハン（拝思哈）の弟にあたる（拙稿「明末の海西女直と貢勅制」『立命館文学』五七九，二〇〇三，頁六八・頁七三［注四〇］，ならびに『初集』旗分志［正藍Ⅴ9］条)。従って，この時点ですでに旧海西三王家出身の旗人の勢力が確立していたかに見えるけれども，時期的にイェヘ国攻滅からわずか四年後に過ぎない上に，イェヘ旧臣のボイトホイを起用していること，さらにアブタイは亡命先のイェヘ国が滅亡したため来帰を余儀なくされた人物であること（『満文老档Ⅱ・太祖２』頁六二六）より判断しても，上記の都堂人事は姻戚への厚遇と旧イェヘ部衆の円滑な政権取り込みを画した懐柔策，という方向で理解可能な現象である。

(66) 前注（35），および前掲杉山論文「八旗旗王制の成立」頁五九〜六〇，頁七〇。
(67) 崇徳八年度の採参人丁が単なる賜与ではなく，「加賜」の対象であったことは，前掲上田論文頁二五参照。
(68) 前掲上田論文，頁三一〜三二。上田氏は「没収された一ニルのうちノムホンに再発給された二八丁以外の壮丁は，この時他の大臣に「加賜」された壮丁に含まれている可能性が高い。ノムホンの専管ニルが『八旗通志初集』旗分志に現れないのも，崇徳七年にニルが没収・解体されたためであろう」と推測する。しかし，もはや専管ニルが存在しないのに，採参人丁だけを再発給することに，一体いかなる意味があったのか理解に苦しむ。
(69) エイドゥの子孫については主に『通譜』巻五・額亦都伝と『鑲黄旂鈕祜禄氏弘毅公家譜』の記載に準拠した。また次注の阿南論文も参照せよ。
(70) 阿南惟敬「八旗通志管旗大臣年表『鑲白旗』考」（『清初軍事史論考』一九八〇所収）頁四七二〜四七三，および杜家驥『清皇族与国政関係研究』頁八六〜八七。
(71)『満文老档Ⅰ・太祖１』頁五七，乙卯年一二月条。なお，同じ文章が『満洲実録』では同年一一月条に繋けられている。
(72) ギランについては拙稿「満族入関前の〈ギラン〉とその語義について」（『立命館文学』五三七号［『大沢陽典教授退職記念論集』］一九九四）参照。
(73) 村上正二「チンギス汗帝国成立の過程」（『モンゴル帝国史研究』一九九三）頁一六八，同訳注『モンゴル秘史１』一九七〇・頁八（注三），愛宕松男「元朝の対漢人政策」（『愛宕松男東洋史学論集』第四巻・一九八八）頁一一六〜一一八など。
(74)（75)『満文老档Ⅱ・太祖２』頁八三六〜八三八。この「フレへとなりたい」は蒙文・漢文『満洲実録』の該当箇所では ［ündüsün batu bolsuγai/立家（根基堅くあらまほし)］（今西春秋訳『満和蒙和対訳満洲実録』一九九二，頁三〇五）と対訳される。Lessing,Ferdinand:Mongolian-English Dictionary. p.418,p.1007によれば，iǰaγur/ ündüsünは類義語で，ともに「根」「根源」の意味を有し，iǰaγur ündüsünと熟することもある。［ündüsün batu bolsuγai/立家］とは要するに，「しかと勲旧の家になりたい」とでも解釈されよう。
(76)『満文老档Ⅱ・太祖２』頁五八八〜五八九。
(77)『満文老档Ⅱ・太祖２』頁五九〇〜五九一。その後，天聰六年，太宗が後金政権に来帰したモンゴル諸部の諸王に対して，八旗諸王と「盟友姻戚anda sadunとなって贈答せよ」（『満文老档Ⅴ・太宗２』頁七五〇）と命じたことがあるが，このアンダ（盟友）は「娘を遣り嫁を娶って交わる」の「交わるguculembi」に該当し，この語はgucu（朋友）の動詞形であるから，ドルジはホンタイジのアンダであった可能性もある。ジュシェン/マンジュ社会におけるアンダ慣行については，拙稿「満洲〈アンダ〉anda小考」（『立命館東洋史学』二八，二〇〇五）を参照ありたい。
(78)『満文老档Ⅱ・太祖２』頁八六九，『満文老档Ⅴ・太宗２』頁八四七。アゲの詳細に関しては，前掲拙稿「清朝入関前の〈アゲ〉ageについて――天命期を中心に――」を参照ありたい。
(79)『初集』巻一四七・昂洪伝，『通譜』巻六六・多爾済伝。
(80)『満文老档Ⅴ・太宗２』頁八四七。
(81)「グン」（gung＜功）についてはSugiyama Kiyohiko（杉山清彦）“ The Ch‘ing Empire as a Manchu Khanate：The Structure of Rule under the Eight Banners ”，*ACTA ASIATICA*88,2005.p.41に「私は清帝国の支配諸原則は，権力の核心すなわち皇帝への，血縁規定的で，時間的かつ空間的な近さの序列に存在すると考える。“ 血縁規定的 ” によって私は，帝室血族の八旗旗王から姻戚のモンゴル王公，疎遠な血族ないし姻戚の旗人，そしてそれ以外に至る近接さの程度を，“ 時間的 ” によってより早く帰順したものが優遇されるという序列を，“ 空間的 ” によって皇帝の側近くに奉仕するものが恩寵を得ることができるという序列を意味させる。この原則は “ 功 ” という概念によって理解され」るという文言がある。ここに見える血縁規定的で，時間的かつ空間的な近さによって序列づけられる “ 功 ” とは，筆者のいうフレへと功を併せたものに相当する概念と考えられる。ただ，杉山論文ではその総論的性質上，“ 功 ” の内容を具体的に掘り下げた叙述は，ひとまず棚上げにされている。
(82) 前掲拙稿「満族ギョルチャ・ハラ考」頁一九二〜一九四。

（本学文学部非常勤講師）